

令和 6 年 2 月 20 日

長野県議会（定例会）会議録

第 2 号

令和 6 年 2 月
第433回長野県議会(定例会)会議録 (第2号)

令和 6 年 2 月 20 日 (火曜日)

出席議員 (56名)

1 番	竹 村 直 子	27 番	小 山 仁 志
2 番	小 林 陽 子	28 番	竹 内 正 美
3 番	林 和 明	29 番	宮 下 克 彦
4 番	勝 山 秀 夫	30 番	大 畑 俊 隆
5 番	グ レ ー ト 無 茶	31 番	寺 沢 功 希
6 番	奥 村 健 仁	32 番	共 田 武 史
7 番	青 木 崇	33 番	高 島 陽 子
8 番	垣 内 将 邦	34 番	荒 井 武 志
9 番	早 川 大 地	35 番	埋 橋 茂 人
10 番	佐 藤 千 枝	36 番	続 木 幹 夫
11 番	丸 山 寿 子	37 番	中 川 博 司
12 番	小 林 君 男	38 番	両 角 友 成
13 番	勝 野 智 行	39 番	清 水 純 子
14 番	加 藤 康 治	40 番	小 池 久 長
15 番	小 林 あ や	41 番	酒 井 茂
16 番	清 水 正 康	42 番	堀 内 孝 人
17 番	向 山 賢 悟	43 番	依 田 明 善
18 番	山 田 英 喜	44 番	山 岸 喜 昭
19 番	大 井 岳 夫	45 番	小 林 東 一 郎
20 番	丸 茂 岳 人	47 番	毛 利 栄 子
21 番	花 岡 賢 一	48 番	和 田 明 子
22 番	望 月 義 寿	49 番	宮 澤 敏 文
23 番	山 口 典 久	50 番	丸 山 栄 一
24 番	藤 岡 義 英	51 番	小 池 清
25 番	川 上 信 彦	52 番	宮 本 衡 司
26 番	百 瀬 智 之	53 番	西 沢 正 隆

54 番 風 間 辰 一
55 番 佐々木 祥 二

56 番 萩 原 清
57 番 服 部 宏 昭

説明のため出席した者

知 事 阿 部 守 一
副 知 事 関 昇 一 郎
危機管理監兼危機管理部長 前 沢 直 隆
企画振興部長 清 水 裕 之
企画振興部交通政策局長 小 林 真 人
総 務 部 長 玉 井 直
県民文化部長 山 田 明 子
県民文化部こども若者局長 高 橋 寿 明
健康福祉部長 福 田 雄 一
環 境 部 長 諏 訪 孝 治
産 業 政 策 監 渡 辺 高 秀
産 業 労 働 部 長 田 中 達 也
産 業 労 働 部 営 業 局 長 合 津 俊 雄

観 光 部 長 金 井 伸 樹
農 政 部 長 小 林 茂 樹
林 務 部 長 須 藤 俊 一
建 設 部 長 新 田 恭 士
建設部リニア整備推進局長 斎 藤 政 一 郎
会計管理者兼会計局長 宮 原 茂
公営企業管理者企業局長事務取扱 吉 沢 正
財 政 課 長 新 納 範 久
教 育 長 内 堀 繁 利
教 育 次 長 米 沢 一 馬
教 育 次 長 曾 根 原 好 彦
警 察 本 部 長 小 山 巖
警 務 部 長 小 野 田 博 通
監 査 委 員 増 田 隆 志

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 直 江 崇
議 事 課 長 矢 島 武
議事課企画幹兼課長補佐 蔵之内 真 紀
議事課担当係長 井 出 文 香

議事課担当係長 風 間 真 楠
議 事 課 主 事 千 野 美 理
総務課庶務係長 矢 島 修 治
総務課担当係長 津 田 未知時

令和6年2月20日（火曜日）議事日程

午前10時開議

各党派代表質問及び知事提出議案に対する質疑

知事提出議案（日程追加）

本日の会議に付した事件等

諸般の報告

知事提出議案

各党派代表質問及び知事提出議案に対する質疑

午前10時開議

○議長（佐々木祥二君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、各党派代表質問及び知事提出議案に対する質疑であります。

●諸般の報告

○議長（佐々木祥二君）次に、諸般の報告は、お手元に配付したとおりであります。朗読は省略いたします。

〔議案等の部「2 諸般の報告」参照〕

●知事提出議案の報告

○議長（佐々木祥二君）次に、知事から議案の提出がありましたので、報告いたします。

〔職員朗読〕

令和6年2月20日

長野県議会議長 佐々木 祥 二 様

長野県知事 阿 部 守 一

令和6年2月長野県議会定例会議案提出書

議案を別紙のとおり提出します。

第78号 令和5年度長野県一般会計補正予算（第6号）案

第79号 令和5年度長野県公債費特別会計補正予算（第1号）案

第80号 令和5年度長野県心身障害者扶養共済事業費特別会計補正予算（第1号）案

第81号 令和5年度長野県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案

- 第 82 号 令和 5 年度長野県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第 1 号）案
- 第 83 号 令和 5 年度長野県県営林経営費特別会計補正予算（第 2 号）案
- 第 84 号 令和 5 年度長野県林業改善資金特別会計補正予算（第 1 号）案
- 第 85 号 令和 5 年度長野県高等学校等奨学資金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）案
- 第 86 号 令和 5 年度長野県総合リハビリテーション事業会計補正予算（第 2 号）案
- 第 87 号 令和 5 年度長野県流域下水道事業会計補正予算（第 2 号）案
- 第 88 号 令和 5 年度長野県電気事業会計補正予算（第 2 号）案
- 第 89 号 令和 5 年度長野県水道事業会計補正予算（第 2 号）案
- 第 90 号 教育委員会教育長の選任について

〔議案等の部「1 議案（1）知事提出議案」参照〕

○議長（佐々木祥二君）以上であります。

次に、お手元に配付いたしましたとおり、地方自治法第122条及び地方公営企業法第25条の規定に基づき知事から予算説明書の提出がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

●知事提出議案

○議長（佐々木祥二君）ただいま報告いたしました知事提出議案を本日の日程に追加し、その順序を変更いたします。

本案を一括して議題といたします。

提出議案の説明を求めます。

阿部守一知事。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）ただいま提出いたしました追加議案につきまして、御説明を申し上げます。

提出いたしました議案は、令和 5 年度一般会計補正予算案など予算案12件、事件案 1 件です。一般会計補正予算案は298億9,168万 2 千円の減額であります。

増額する主なものは、こどもの未来支援基金、減債基金及びG I G A スクール構想加速化基金等の積立てに要する経費、道路除雪費、介護職員等処遇改善支援事業費、昨年12月に白馬村で発生した土砂災害に対応するための災害関連緊急砂防費、令和 6 年能登半島地震で被害を受けたきのこ生産施設等の災害復旧対策事業補助金、銀座N A G A N O 機能強化のための改修工事費などあります。

減額となりますのは、国庫支出金の決定及び事業の確定などに伴うものであります。

歳入につきましては、県税118億7,939万1千円、地方交付税51億5,816万2千円を増額する一方、諸収入207億9,187万4千円、国庫支出金172億4,525万6千円、県債54億7,300万円を減額するなどしております。

本年度の一般会計予算は、今回の補正により、1兆1,063億324万2千円となります。

特別会計補正予算案は公債費特別会計など7会計、企業特別会計補正予算案は総合リハビリテーション事業会計など4会計であり、事業計画の変更などに伴う補正であります。

事件案は、教育委員会教育長の選任についてであります。

以上、追加提出いたしました議案につきまして、その概要を申し上げます。何とぞよろしく御審議の程お願い申し上げます。

○議長（佐々木祥二君）以上であります。

これらの議案は、本日から行う質疑の対象に供します。

◎各党派代表質問及び知事提出議案

○議長（佐々木祥二君）次に、各党派代表質問及び知事提出議案を議題といたします。

お手元に配付いたしましたとおりの議員から各党派代表質問及び知事提出議案に対する質疑の通告がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

順次発言を許します。

自由民主党県議団代表依田明善議員。

〔43番依田明善君登壇〕

○43番（依田明善君）おはようございます。自由民主党県議団、依田明善です。ただいまより代表質問をさせていただきます。

まず初めに、元日に発生した令和6年能登半島地震において犠牲になられた皆様方に対し、心からお悔やみを申し上げます。また、被災された皆様方に対しましては、お見舞いを申し上げますとともに、一日も早く穏やかな生活が訪れますことを切にお祈り申し上げます。

1年の中で最も穏やかで厳かな日、なおかつ、親族が集い、一家団らんのさなかでの悲劇があります。本当に気の毒でなりません。元日における震度7以上の大震災は、我々が知る限りにおいては初めてだと思います。まさに波乱の幕開けとなってしまいました。

しかしながら、私たちは未来への歩みを止めるわけにはまいりません。自分たちの持ち場持ち場において責任を果たしつつ前進していかなければならないわけであります。そんな決意を込めながら代表質問をさせていただきます。

1980年代といえば、いわゆるバブル景気を思い出します。若者たちがディスコのお立ち台で狂喜乱舞する過去の映像は、バブルの象徴ともなっておりますが、それ以外にも、株や不動産

価格、ゴルフ会員権などが軒並み跳ね上がり、多くの大人たちが喜々としてマネーゲームに興じました。

では、そもそも日本にバブル景気を呼び込んだきっかけは何か。最大の要因は、プラザ合意ではないかと思います。1980年代、経常赤字と財政赤字の双子の赤字に苦しんでいたアメリカ政府は、輸出産業に力を入れることにより何とか経常赤字を減らすことを考えました。その最大のターゲットになったのが日本であります。

アメリカ政府にとって、対日本との貿易赤字は最も深刻な状態、そこで結ばれたのがプラザ合意であります。そして、その合意の意図は、アメリカの行き過ぎたドル高を是正し、アメリカの輸出力を高めるためにありました。実際、それまで240円前後だった円相場が、プラザ合意後は何と100円台にまで円高が進んでしまいました。こうなりますと、貿易をするメリットが少ない。仕方なく日本政府は内需を拡大し、円高による不況を避ける政策に転換いたしました。その具体的な金融政策として公定歩合の引下げを行ったわけであります。

そして、これにより国内企業は融資を受けやすくなりました。ただし、資産としての円は、金利が低いため、銀行に預けてもうまみが少ない。よって、企業はこぞって株や不動産に投資し、これがバブル景気に火をつけた。大まかに言えば、そんな流れではなかったかと思います。

しかしながら、このバブル景気は長くは続きませんでした。1989年には金融政策の転換が行われ、株価が暴落。公定歩合が段階的に引き上げられたため、1989年末に3万8,915円だった日経平均株価は、1年後の1990年9月末には約2万円となり、半値まで下落してしまいました。

また、地価が異常に高騰した原因は、不動産を担保にした融資を金融機関が野放図に行っているからだとして、1990年、大蔵省から金融機関に対し総量規制という行政指導が入りました。具体的には、不動産融資の伸び率を貸出し全体の伸び率を下回るように求めたものですが、その結果、不動産価格は下落の一途をたどり、不動産は必ず値上がりするといういわゆる土地神話が崩壊。その余波をもろにかぶる中で見る見るうちに景気がしぼみ、バブル景気はあっけなく崩壊してしまったわけであります。失われた30年の原因の一つとして今なお語り継がれているこれらの政策、金融政策と経済政策の難しさを如実に物語る象徴的な出来事でありました。

阿部知事も私と同世代でありますので、当時は25歳前後だったと思います。互いに生まれも育ちも違い、仕事も違う中、受け止め方は色々だと思いますが、バブル経済の発生から崩壊に至るまでの一連の流れをどう認識されておられるのか、まずはお伺いしたいと思います。

また、我が国の現状を鑑みる中において、金融政策及び経済政策等をどのように講じるべきとお考えか。知事の御所見をお聞かせください。

さて、当時はグローバル経済という新しい経済用語も耳にするようになりました。簡単に言えば、国境や民族の壁を越えた経済連携。確かに聞こえはよいですが、年功序列、家族的経営

など、社員を大切にし、「和を以て貴しと為す」といった精神文化を大切に多くの日本人にとっては、何やらえたいの知れない薄ら寒さを感じたものです。

サプライチェーンというのは、原材料を調達し、生産を行い、物流させ、販売し、消費するという一連のつながりですが、グローバル経済においては、単に自国のみでサプライチェーンを構築するのではなく、世界中の国々を巻き込んでいくことが本筋。例えば、労働賃金の安い中国などに生産拠点を移す。企業はより大きな利益を生み出して株主に還元する。つまり、企業の最大の使命はそこにあり、社員については二の次、三の次。嫌なら辞めればよい。派遣社員なら幾らでもいる。そういった傾向の企業が次々と誕生していったわけでありました。当時は、これこそが未来志向だといった論調が闊歩しておりましたが、世の中の変わりようにむなしさや嫌悪感を抱いたのは私だけではなかったと思います。

そして、その後問題化してきたのが、国内産業の空洞化であります。と同時に、それまで我々が大切にしてきたものづくり日本やメイド・イン・ジャパンに対する誇りとプライドが揺らぎ始め、心の空洞化も招きました。経済の悪化とともに、あらゆる世代、あらゆる業種の人々が自信を失い、貧富の差も広がり、社会全体のエネルギーが乏しくなってしまった。私はそんな印象を抱いております。

グローバル化の波、国内産業の空洞化、企業や社員の在り方、これらについて知事はどのような御認識をお持ちなのか、お伺いをいたします。

さて、バブル崩壊後の産業の空洞化というと、どちらかというと市街地などを想像しがちですが、実は、真っ先に空洞化現象を起し衰退していったのは、中山間地域ではなかったかと思えます。

1960年代から1980年代にかけては、長野県の中山間地でも家内制手工業が盛んでした。当時、機械化やオートメーション化が難しかった工業製品、例えばアルミ電解コンデンサーやトランジスタ、コネクタといった弱電関係の部品などが盛んに製造されておりました。

また、子育てや農作業のために工場勤務ができない主婦の皆さんは、内職といった形で収入を得ていたわけでありました。当時はまだ子供の給食費さえ払えないという御家庭もあり、ここで得る現金収入は非常にありがたいものでした。幸い、彼女らは勤勉で責任感も強く、協調性もありました。よって、当時の日本のハイテク産業については、農村部の主婦の皆さんも大きく貢献したことを忘れてはならないと思います。

しかしながら、その後、技術革新は進み、工場も海外に移転するなどで、こういった家内制手工業的な産業は次第に衰退していきました。グローバル社会の到来によって世の中にさざ波が起きる。そのさざ波が次第に荒波となり、やがて大きな津波となって日本社会全体に襲いかかる。その結果、中山間地が真っ先に被害を受け、人は減り、商店は潰れ、かつてにぎわいを

見せた観光地も寂れていく。朽ち果てるのを待つばかりの空き家。荒れ果てた農地、手入れの行き届いていない森林。これらの多くは、グローバル化という見えない津波に襲われ、なぎ倒されていった哀れな姿にほかなりません。

確かに、中国産を筆頭に、海外で生産された商品は安価で国内に入ってきます。それを多くの日本人は歓迎し、受け入れてきました。私もそのうちの一人です。しかし、これこそが30年以上続いているデフレ経済の元凶であり、さらには、新型コロナ感染防止のマスクすら自分の国でつukれないという深刻な産業の空洞化をも招いてしまったわけであります。

政府も、様々な反省の下、現在、サプライチェーンの強靱化を図っております。齋藤健経済産業大臣は、令和6年の年頭所感の中で、「半導体や蓄電池、AI、量子、宇宙等、今後の経済成長の鍵となる戦略分野については、国内投資、研究開発、人材育成等をさらに支援していくとともに、これらの重要物資にかかる国内製造基盤の強化、研究開発等を通じたサプライチェーン強靱化支援にも取り組みます」と明言しております。

そこで、お伺いいたします。

知事は、長野県総合5か年計画・しあわせ信州創造プラン3.0で、「大変革への挑戦「ゆたかな社会」を実現するために」と高らかにうたっておられます。そのためには、中山間地域が元気になるよう、様々な人々が関わり、地域経済が潤う産業構造にしていくことが重要だと思いますが、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、観光とスポーツの一括所管による効果についてお伺いいたします。

県組織については、大きな組織改編がなされました。一般スポーツと障がい者スポーツを新年度から知事部局である観光スポーツ部が一括して所管することになりました。これにより、スポーツツーリズム振興や信州やまなみ国スポ・全障スポでの相乗効果が期待されると思いますが、観光部長の御所見をお伺いいたします。

次に、農業問題についてお伺いいたします。

農業もグローバル化の弊害などにより危機的な状況にあります。例えば、ロシア・ウクライナ戦争によって、世界有数の小麦の産地であるウクライナは穀物の輸出が激減してしまいました。日本にもその影響は及び、小麦価格の高騰を招いてしまいました。

残念ながら、我が国の食料自給率は低迷を続けております。1965年、昭和40年にカロリーベースで73%あったものが、その後、減少の一途をたどり、1990年代以降は40%前後という極めて低い数値に甘んじているのが現状です。約30年間改善されなかった自給率を急激に上昇させることは非常に困難だとは思いますが、この点をどのように認識され、県としてどのように取り組んでいかれるのか、農政部長にお伺いいたします。

また、化学肥料や農薬の高騰は日本の農業経営に打撃を与えておりますが、これに対して農

水省は、みどりの食料システム戦略を打ち出しております。つまり、化学肥料や農薬に頼らず、なおかつ生産力を向上させる農業への転換です。

しかしながら、心配なのは、収穫量が十分に確保できるか否かです。化学肥料や農薬は、世紀の大発明と言われております。数十億人と言われる人類が今日まで生きながらえてきたのは、化学肥料や農薬のおかげだと言っても過言ではありません。

例えば、戦後の食糧難のときに農産物の収穫量を飛躍的に伸ばしてくれたのが化学肥料や農薬等であったという事実もあります。そこを見ずに短兵急に事をせいてはならないと思います。

インドの南端にスリランカという国があります。この国は、2022年7月に首相が国家破産宣言を行いました。その原因として、ほかの国からの借金が膨らんでしまったことが大きいと思いますが、もう一つ、農業政策の失敗があります。スリランカでは、化学肥料や農薬のほとんどを輸入に頼っておりましたが、その結果、貿易赤字を生み、財政全体も赤字になってしまいました。そこで取られたのが、強制的に有機農業に転換させる政策、いわゆる有機革命だったわけであります。

しかし、その結果は、まさに絵に描いた餅。つまり、米などの穀物の収穫量は激減してしまい、国民の多くが食べ物に困窮する事態を招いてしまいました。政府は慌てふためき、化学肥料の輸入禁止令の7か月後にはそれを撤回しました。しかし、農作物の生育には時間がかかるため、食糧難はすぐには改善されません。それゆえに、消費者物価の上昇率、いわゆるインフレ率が前年比で54%も跳ね上がってしまいました。

スリランカは、有機農業を農家に強制する際、有効的な支援が足りなかったということで、それも失敗の要因だと言われております。我が国の場合は、決して同じ轍を踏むことなく、必要な助成金や補助金もしっかりと手当てしながら事を進めていただきたいと思います。この点について農政部長の御所見をお伺いいたします。

確かに、有機農業などは、環境負荷が少なく、連作障害や病気の発生を防ぐのにも効果的だと言われております。また、人々の健康増進にも寄与することでしょう。しかしながら、話は簡単ではありません。環境に優しい農業というのは、技術的に大変難しく、手間暇もかかるため、生産者にとっては決して優しい農業ではありません。よって、有機農業などにシフトしていくためには、農業者自身の大きな意識改革と努力が必要となります。

また、環境に優しい農業で生み出された農産物は単価が高くなる傾向にあります。したがって、消費者側の意識改革も促しながら農家を買って支えていただく。そして、そのような消費者を増やすことにより、国内マーケットを飛躍的に拡大させ、併せて生産者の経営や生活も成り立つような三方よしの戦略を進めなければなりません。これらの難しい課題についてどう対応されるのか、農政部長にお伺いいたします。

また、長年化学肥料や農薬などによって支えられてきた慣行農業、それを有機農業等へ転換していくとなれば、土づくり、言うなれば畑の体質改善を行う必要があると思います。それには、例えば腐葉土や畜産堆肥など有機質をどのように確保するか、また、農薬に頼らない防除方法をどのように確立するかなど、技術的な困難が立ちはだかるわけであります。そういった問題にどのように対応されるのか。耕畜連携の課題と併せて農政部長にお伺いいたします。

次に、畜産業の危機的な状況についてお伺いいたします。

先般、酪農・肉牛部会の農家の皆さんと懇談会を開催いたしました。しかし、懇談とは名ばかりの、危機感に満ちた訴えの場となったわけであります。今のままであれば、今年、来年にも廃業を決断しなければならないといった悲壮感漂う声も聞かれましたが、経営を圧迫している問題の一つは、飼料、餌の高騰であります。

これについては、経費節約のため自給飼料を生産する農家もあります。ただし、品質のばらつきも多く、味の悪い牧草や穀類は食いつきが悪い。そうなると、育ちも悪くなるし、病気にもなりやすいというデメリットがあります。

また、耕作放棄地の有効利用とはいっても、狭い畑や段々畑といった農地では大きな機械も入らず、生産性が悪い。結局、牛を何百頭も飼っている大農家になればなるほど、自給飼料だけではどこにも追いつかないのが現状です。

この自給粗飼料ですが、輸入粗飼料については国では補助金が出ません。この点につきましてはぜひとも御対応いただければと思います。また、本県畜産業の現場が抱えている生産から消費に至るまでの諸課題及び課題解決に向けた方策についても併せて農政部長の御所見をお伺いいたします。

また、中山間地における耕作放棄地ですが、形状的にも様々なデメリットがあることは承知しております。しかしながら、広大な遊休農地を日々目にする中で、森林と同じく、これほどの宝の持ち腐れはないと痛感しております。

幸いにも、中山間地域で家族農業などを希望する若者も少しずつ増えてきている昨今、最新テクノロジーなどを駆使しながら、多くの皆さんがなりわいとできるような道を開くことが喫緊の課題だと思えます。この点について農政部長の御所見をお伺いいたします。

防災・減災についてお伺いいたします。

最初に、このたびの能登半島地震を踏まえ、当初予算に計上した防災予算や耐震予算で、特に留意され、強化した点などを知事よりお聞かせいただければと思います。

次に、地震防災対策についてお伺いいたします。

県の地域防災計画は毎年見直されておりますが、このたびの能登半島地震で浮き彫りになっている課題等も踏まえ、今後さらに見直しを加えることが重要かと思えます。例えば、市街地

と中山間地域とでは、避難場所の設置一つ取っても状況は違ってくると思われま

知事は、提案説明において、地域防災対策強化アクションプラン（仮称）を策定すると述べられました。どのような思いでこのプランを策定し、どのようなことに取り組み、こういったスケジュールで進めていくお考えか、知事にお伺いいたします。

被災地では、今もなお大勢の方々が避難所で生活されております。避難所生活は、老若男女問わず大変つらいものがありますが、一つの盲点として、女性に対する細やかなケアがおろそかにされているという点が挙げられると思います。

しかも、本県では、64の自治体、率にして83.1%の市町村において防災担当の女性職員が不足しており、全国ワースト1位という不名誉な状況にあります。これにつきましては、我が会派の女性局からも、一般質問を通じて改善策を訴え続けてまいりました。

避難計画から避難場所での対応に至るまでの女性のケアを担当するプロパー職員の必要性をどのように広め、実効性のある体制を構築していかれるのか、危機管理部長の御所見をお伺いいたします。

さて、避難生活を余儀なくされた場合、避難民の健康状態にも注力しなければなりません。そのときに見落としがちになるのが、口腔内の環境であります。電気、水、食事、睡眠時間などが不足し、極度の緊張状態の中においては、口腔内の手入れまでは行き届かない方も多いことでしょう。そのような状態が続いた場合、歯周病などの疾患が一気に進むことが想定されます。歯周病は万病のもととも言われ、歯茎から血管内に流れ込む細菌によって、脳梗塞、心筋梗塞、あるいは認知症などを発症させることが分かっております。よって、歯科医師などもこういった災害現場に入り、避難民のオーラルケアを行っていく必要があります。

そこで、お伺いいたします。

県の地域防災計画等においては、災害時の歯科医師の役割と位置づけをより明確にする必要があると思います。また、災害時の歯科医療に対応可能な歯科医師養成事業も実施していかなければと思います。さらには、災害時の歯科医療支援計画の策定も要望させていただきたいと思

また、災害時においては、医師、眼科医、リハビリテーション、栄養管理など、医科歯科連携や多職種連携も重要になってまいります。県では、令和4年度にオーラルフレイル対策タスクフォースを設置し、多職種連携に関連する事業を実施されておりますが、災害関連死といった悲劇を起こさないためにも、一層の取組を要望いたします。この点につきまして健康福祉部長の御所見をお伺いいたします。

さて、今回の能登半島地震において、石川県では、幹線道路が至るところで寸断され、災害直後からの救命救急活動や物資の供給、ライフラインの復旧に遅れが生じました。また、高校

受験を控えた皆さんが仲間と共に金沢などに避難するなど、一部の被災者におかれましては、安心な地域に集団的に移住いたしました。こうした状況は、本県においても想定しておかなければならないわけであります。

そのような際に、道路の複線化を講じることと同時に、緊急輸送道路、特に高規格道路は重要であります。

例えば、今回の能登半島地震のように日本海側で大規模災害が起きた場合は、中部縦貫自動車道、松本糸魚川連絡道路等が、また、南海トラフ地震など太平洋側で大規模災害が起きた場合は、三遠南信自動車道や中部横断自動車道等が重要な幹線道路となります。

特に、中部横断自動車道については、昨年7月に国交省よりルート案が示されました。八千穂高原インターから仮称長坂ジャンクションまでの約40キロメートルがつながれば、佐久、上田、長野、松本、諏訪、岡谷と周遊することが可能となり、移動もスムーズになります。

今回発生した能登半島地震を踏まえ、当県においても災害に強い道路ネットワークが重要と考えますが、建設部長の御所見をお聞かせください。

令和6年能登半島地震においてお亡くなりになった方は、2月16日現在、241人となっております。その主な原因は、建物の倒壊です。

そこで、よく話題になるのが、旧耐震基準の建物と新耐震基準の建物の違いです。今回の地震では、亡くなられた方の8割は建物の下敷きになってしまったわけでありますが、その建物の多くは旧耐震基準の建物だということです。しかしながら、実は新耐震基準の建物も多数倒壊しており、犠牲者も出ているようです。

一般住宅の耐震化については、1950年に制定された建築基準法によって規定されました。その後、度重なる地震によって耐震基準の見直しが図られてきました。その内容は、例えば、筋交いの入った壁の量を増やすといったことですが、その境目が、1981年、昭和56年の改正であります。つまり、その年の5月31日までに確認申請を受けた建物は旧耐震基準、6月1日以降のものは新耐震基準と呼ばれるようになりました。ところが、今回の能登半島地震では、この43年前に規定された新耐震基準で建てられた住宅の多くも倒壊しております。なぜか。その理由と背景を探る必要があると思います。

建物には損傷ランクというものがあり、5段階に分かれております。一番軽いのが一部損壊、2番目に軽いのが半壊、3番目が大規模半壊、4番目が全壊、一番ひどいのが倒壊となっております。

では、建築基準法による新耐震基準の最低基準は損傷ランクのどこに焦点を当てているかといいますと、4番目の全壊であります。つまり、家は傾くかもしれないが、一回程度の地震では倒れるところまではいかないと思うので、命だけは助かるかもしれないという非常に心細い

基準。これらを43年たった今でも「新耐震基準の住宅」と呼んでいるわけであります。

ところが、1995年に阪神・淡路大震災が発生し、新耐震基準の住宅の多くが倒壊してしまいました。そこで、2000年に建築基準法が再び改正され、土台、柱、はりなどを金物で固定すること、そして、耐力壁をバランスよく配置することなどが義務化されました。言うなれば、新耐震基準プラスアルファです。

今回の能登半島地震で倒壊してしまった新耐震基準の住宅の多くは、1981年から2000年までの建築基準法で建てられたものかと推察いたします。もちろん、老朽化もありますし、施工者の技術の優劣もあるでしょう。正確なところは今後の調査等によって明らかになるかと思いますが、それにしても、こういった県民の命に関わることは、同じ建築基準法の下にある本県においても十分に考慮し、警戒をする必要があります。

長野県の場合、県の中央を南北に走っている糸魚川－静岡構造線活断層の存在も不気味であります。1260年間もの間沈黙を続けている断層のようではありますが、南海トラフ地震との連動性も危惧されている中、決して予断を許しません。

県内において、旧耐震基準、新耐震基準の住宅がどのぐらい存在しているのか。また、旧耐震基準の住宅のうち、耐震診断や耐震改修により新耐震基準相当の耐震性を有している住宅はどの程度あるのか。さらには、新耐震基準の住宅のうち、2000年の建築基準法改正前の戸数は大まかにどの程度あるのか。また、県内でも震度7以上の地震による大規模な被害が想定されておりますが、そのうち建物の被害はどの程度あると予想しているのか、建設部長にお伺いいたします。

また、いまだに耐震化を終えていない住宅の耐震性能を高めるため、どのような対策を取られているのか、その効果と課題についても建設部長にお伺いいたします。

さて、そんな中、近年では、木材を耐震化や地盤改良に活用する工法が注目されております。本県においても、先人たちの知恵を生かしたこれらの工法を取り入れながら需要を喚起していただければと思います。

具体例を申し上げます。木造在来軸組工法の場合、筋交いの効果は認められておりますが、それ以上に強度を増すには、筋交いの上から構造用合板を張りくるむ方法が極めて有効です。

県では、このたびの能登半島地震を受けて、耐震改修費の補助額を引き上げるようですが、住宅の耐震化は、限られた人だけでなく、多くの県民に行っていただければと思います。それには、価格と効果と施工性の三拍子がそろわなければなりません。現在は、県産材100%のオリジナル構造用合板の製品も流通しており、それらを改修の際にふんだんに活用することで県産材の利用促進も見込めると思います。

また、より安価で効果と施工性の高い耐震改修の推進については、産学官金がしっかりと連

携しながら改修率を高め、多くの県民の命を建物倒壊から守っていただければと思いますが、建設部長の御所見をお伺いいたします。

また、能登半島地震に限らず、その他の地震においても、液状化現象は深刻な問題です。地盤が液状化してしまえば、どんなに強固な建物を建てても無意味です。これについては、昔から行われております丸太のくいを使った地盤改良の技術が現代において再び注目されております。軟弱地盤対策と液状化対策を同時に行うこの技術は、近年の実証実験データによってもその優位性が証明されております。全国において施工実績や施工業者も増えており、実際に効果も発揮しているわけですが、この分野に信州の県産材を使わない手はないと思います。軽くて安くて腐らない。東京駅、新潟駅、諏訪の片倉館、松本城、水の都ベネチアも、全て木製のくいで守られてきたという歴史があります。

2012年6月定例会一般質問における私の要望に対して、阿部知事はおおむね次のようにお答えになりました。

今、質問をお聞きしていて、やはり歴史に学び、しっかりと未来のビジョンを立てなければいけないということを改めて感じた。丸太のくい材を含め、県産材を全国に売り込んでいくことは大変重要な取組である。今年度、森林総合研究所や県の林業総合センターなどと連携し、施工方法等の具体的なデータの蓄積を進めていきたい。また、液状化の問題を抱える自治体とも共同して県産材利用の技術指針を作成し、カラマツ材の優位性の検証をぜひ行っていきたい。そして、こうした技術的な課題の整理を進めつつ、PRの材料となるものを蓄積し、ぜひ林業関係者の皆様方と一緒に全国に発信し、売り込んでいきたいと、非常に前向きな答弁をされました。

あれから12年の歳月が経過したわけですが、2014年の4月、春のぼたん雪が降る中、諏訪市の東洋バルヴ跡地において、林務部も立会いの下、実証実験を行った際のデータ及び得られた知見はどうなったのか。そして、その後の取組はどこまでなされているのか。林務部長にお伺いいたします。

さて、この丸太ぐいの工法ですが、実は日々進化しておりまして、東京都港区にある木材活用地盤対策研究会では、丸太打設液状化対策&カーボンストック工法、略称LP-LiC工法として2019年に技術審査証明を取得しております。認定元は、一般財団法人先端建設技術センターですが、この技術は、液状化に対する改良効果が公式に認められただけでなく、地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの削減にも寄与することが認められました。

実績の一つとして、千葉市内で大手ハウスメーカーが販売した分譲地があります。その地域では、東日本大震災が発生した際、液状化現象で大きな被害を受けました。よって、土地の造成にはかなり慎重を期したようですが、最終的にはこの工法を採用し、約3,500本の丸太ぐい

を打ち込みました。分譲価格はかなり高額でしたが、約100区画の土地が短期間で完売となっております。私も実際に現地を視察いたしました。営業担当者に聞いたところ、分譲地を購入された方の多くは、地盤改良工事の状況を日々観察していた周囲の高層マンションの住人だったそうであります。

また、高知県高知市では、新庁舎を建築する際、南海トラフなどの大地震による液状化に備えてこの工法を採用し、およそ1万6,000本の丸太ぐいを打ち込みました。このように、施工実績は全国において着実に増えております。

空気に触れなければ半永久的に腐らないとされる木製のくい。液状化を防ぎ、地盤も改良して、建物を地震から守り、しかも吸収していたCO₂も地中深くに閉じ込め、地球温暖化を防ぐこの工法。しかも、集成材などと違い、原木をそのまま利用できるのも、山主への利益還元も大きく、社会貢献度も極めて高いと評価されているこれらの工法。こういった多くのエビデンスを持つ工法への取組は、全国有数の森林県である長野県こそ盛んであるべきだと思います。耕作放棄地と同じく、県産材も宝の持ち腐れになってはならないと思います。

今あるこの県庁も、建設費の3分の1は、当時県有林の木材を売った収入によって賄われております。残念ながら、その後、貿易の自由化、関税撤廃、グローバル化の波、これらに直撃されて一気に衰退してしまった日本の林業ですが、今こそ先人の知恵を取り入れ、イノベーションを起こし、必ずや復活させなければなりません。

長野県の中山間地域は、森林と農地が最大の財産です。したがって、林業と農業が元気になれば中山間地にも活気が戻ると確信しております。ぜひとも県産材の需要拡大に向けたダイナミックな戦略を望むわけですが、阿部知事の御所見をお伺いしたいと思います。

また、佐久市の林業業者と農業生産法人が連携し、冬場の農閑期に植林作業などを行う事業計画を結びました。県内では初の取組のようですが、こういったマッチングを県としても推進していただければ、林業における人手不足の改善にもつながると思います。また、農業サイドから見れば、年間を通じての労働平準化や安定収入にもつながると思います。林務部長の御所見をお伺いいたします。

2019年暮れからコロナ禍が始まり、足かけ5年の歳月がたちました。当初、ある感染症の専門医が、こういったパンデミックの影響は5年は続くであろうとおっしゃいました。そのときはまさかと思いましたが、現実のものとなってしまいました。

スペイン風邪の前例もあるように、100年に一度人類に起きると言われるパンデミック、これを完璧に防ぐことはできないかもしれませんが、被害を最小限に抑えることは可能です。県では、全部局協力体制の下、新型コロナ感染症対策において昼夜を分かたず尽力されました。改めて御礼を申し上げます。

対策の中においては、緊急事態宣言の発出や行動制限、行動自粛の協力依頼などがあったわけですが、これらを総括するとすれば、どのような成果、課題等を得ることができたのか、危機管理部長にお伺いいたします。

また、医療体制の確保やワクチン接種等、県民の健康管理に取り組む中で得られた成果や課題について健康福祉部長にお伺いいたします。

また、コロナ禍によって注目されたのが、基礎疾患や自己免疫力という言葉です。今後県民が目指すべきは、単にワクチンや薬ばかりに頼るのではなく、コロナ禍でしみついてしまった恐怖心をどのように払拭し、基礎疾患をどのように改善させ、生来備わっている自己免疫力をどう高めていくのかということが重要になると思います。

県では、信州ACEプロジェクトを開始して数年たつわけですが、その効果はどの程度確認されているのか。また、基礎疾患の改善や自己免疫力の向上を図るための特別プロジェクトなど、食育等も含めてさらに展開していくべきだと思いますが、健康福祉部長に御所見をお伺いしたいと思います。

次に、少子化・人口減少対策についてお伺いいたします。

まず、少子化・人口減少対策戦略策定の進め方についてであります。

言うまでもなく、少子化・人口減少問題は、本県の将来にとって最も重要な課題であります。これらの対策は、2030年までがラストチャンスと言われており、できる限り速やかに実行していく必要があります。

県では、昨年8月に、県民の希望をかなえる少子化対策及び今後の人口減少を前提とした社会づくりを検討するため、少子化・人口減少対策戦略検討会議を設置いたしました。この検討会議では、これまでに、有識者による講演が行われ、今年1月の第3回会議で戦略方針（素案）が提示されました。その後、県での検討を経て、先日、当初予算案と併せて戦略方針（案）が公表され、本年秋頃に戦略を策定するとしております。

我が会派では、少子化や未婚化といった課題について、若者の本音を探らなければ効果のある施策を打ち出すことはできないという認識の下、県内の大学生251人へのアンケート及び56人との意見交換を行いました。政調会の若手議員を中心にかなりの時間と労力を費やしたわけですが、その報告書と、併せて政策提言書を去る2月8日に知事へお渡しさせていただきました。その政策提言の中には、表面的な数字だけでなく、若者の本当の思いや願いを聞き取り、実態把握した上で対策を検討していただきたいといった議員らの熱い思いが込められております。

昔ならいざ知らず、現代社会においては、結婚を強制すればマリッジハラスメントの批判を免れない御時世です。だからこそ、行政は知恵を絞らなければなりません。

少子化・人口減少対策戦略の策定に当たっては、県民の意見を聞く機会を十分に設けて戦略に反映させていく必要があると考えます。知事の提案説明では、今後、女性や若者の意見を幅広く聞きながら政策を取りまとめるとしています。幅広く県民の意見を踏み込んで聞き、当事者の思いに寄り添った、より現実に即した戦略を練り上げるべきと考えますが、知事のお考えをお伺いいたします。

また、我が会派で行った調査結果や政策提言の詳細につきましては、後日、政調会メンバーによる一般質問等によって明らかになるかと思いますが、1点だけ、政策提言の中から抜粋し、要望させていただきます。

それは、若者の現状を分析し、子供の成長段階に応じたライフプランニング教育を本格的に実施していただきたいというものであります。この点につきまして知事の御所見をお伺いいたします。

教育委員会においては、文科省の方針でライフプランニング教育は既に実施されておりますが、実際はキャリア教育が主な内容となっているようであります。多様な生き方が認められる時代、ライフプランニング教育は必要不可欠だと思っておりますが、その重要性をどのように認識し、今後取り組んでいかれるのか、教育長の御所見をお伺いいたします。

近年は、結婚にまつわるネガティブな情報がネットを中心に氾濫しております。中には、結婚は人生の墓場だとか、子育ては時間とお金の無駄でありうっとうしいといった偏見のかつ自己中心的な書き込みが散見されます。心配なのは、こういった情報にいつの間にか洗脳されてしまい、明るはずの未来を自ら閉ざしてしまう若者も少なくないのではということでありませう。

やはり、ここは行政サイドからも恋愛、結婚、子育ての楽しさや奥深さを広く知らしめていただきたい。あわせて、支援メニューも明確に示し、行政として真剣に取り組んでいる姿をもっと積極的にアピールしていくべきだと思いますが、阿部知事の御所見をお伺いいたします。

次に、教育関係についての質問です。

バブル全盛期の1990年代までは、頑張れば報われるといった考え方を持つ人々が多かったと思います。ところが、バブル崩壊以降は、努力をしても無駄ではないのかといったネガティブな思考を持つ人々が増えていったように感じます。また、その風潮に呼応するように自殺者が激増し、不登校やひきこもりも増えてきました。無気力、無関心、こういったワードを頻繁に耳にするようになったのもこの頃であります。

また、教育分野においては、ゆとり教育という言葉が生まれ、激しい競争社会や詰め込み教育に対するアンチテーゼのような考え方が主流になっていきました。2002年に全面実施された学習指導要領の主な内容は、学習内容及び授業時数の削減、完全学校週5日制の実施、総合的

な学習の時間の新設、絶対評価の導入などであります。このゆとり教育については賛否両論ありますが、教育長はどのように評価されておられるのか、お伺いしたいと思います。

第4次長野県教育振興基本計画のスローガンは「個人と社会のウェルビーイングの実現」です。ウェルビーイングとは、その人にとって究極的によい状態、あるいはその人の自己利益にかなうものを実現した状態であるとウィキペディアには記載されております。字面だけ見れば誠に理想的に見えるわけですが、その人にとってよい状態であっても、相手にとってはよくない状態の場合も多いと思います。だとすれば、こういった二律背反的な状況を打破するためにどこかで折り合いをつけていくことが大切だと思いますし、それには高いコミュニケーション能力が求められるわけであります。

しかしながら、ある調査によれば、4年にわたるコロナ禍によりコミュニケーション能力が衰えたと回答した人が約2割、子供から若者の場合はさらに深刻な結果が出たようです。感染の心配が全くない場所でもマスクなしでは話せない、相手の目を見て話せない、会話が続かない、こういったコミュニケーション障害は我々大人でも自覚するぐらいですから、深刻な社会問題として捉える必要があると思います。

教育委員会では、「一人ひとりが主体的に学び他者と協働する学校をつくる」、さらには、「一人の子どもも取り残されない「多様性を包み込む」学びの環境をつくる」といったことをスローガンに掲げておられます。しかし、これらは、生徒や教職員のお互い意思疎通がうまくいくからこそ実現可能であると考えます。コロナ禍におけるコミュニケーション能力の低下の現状、課題、対応策等について教育長にお伺いいたします。

また、心身に障がいのあるなしにかかわらず、子を持つ親の多くは、自分の好きなこと、あるいは適性のある仕事を見つけ、それをなりわいとして豊かな人生を歩んでもらいたいという切実な親心を持っていると思います。しかしながら、それは画一的な試験の総合評価がよいからといって見つかるものではなく、どれだけの選択肢が用意され、どれだけの体験学習と深い学びができたのか。あるいはまた、社会に出て路頭に迷ったりだまされたりしないように、人付き合い、法律、金融、投資、ネットリテラシーなど実践的な学びがどれだけできたのか、そこが重要になってくると思います。

世の中は、学者といった存在ももちろん必要ですが、農林漁業、建設業、製造業、サービス業、運輸業、IT産業、医療介護、教育・保育などに携わる人材はその何十倍も何百倍も必要です。したがって、人材不足を理由に外国人に頼ることばかり考えずに、国づくりは人づくり、自分の国は自分たちで支えなければという気概を家庭や教育現場の中で子供たちに教えるべきだと思います。それには、総合的な学習の時間などよりも、専門性の高い教育に力を注ぐことが大切ではないでしょうか。

現在、ひきこもりは全国に約146万人、ニートは約74万人存在すると言われております。ここまで来れば、もはや子供の資質の問題ではなく、政治家や親、学校や職場などの責任が厳しく問われる重大な社会問題だと思えます。

子育てのベクトルが専門人材重視の方向に変わり、楽しく、広く、深く学べる環境があれば、ひきこもりやニートの問題も解決しやすくなると思えます。と同時に、約130万人が不足していると言われていた深刻な人材不足も次第に改善されていくのではないのでしょうか。

子供たちが自分の適性を探し当てることは、生涯の宝物を見つけるのに等しいと思えます。それには、様々な観点から深く学び、楽しみや興奮を味わうことが極めて重要です。各企業や事業所など外部の力もお借りしながら、今以上に専門的で魅力的な学びのできる環境を整える必要があると考えますが、教育長の御所見をお伺いいたします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には大きく九つの御質問を頂戴いたしました。

まず、バブル経済の発生から崩壊に至るまでの受け止め、そして、金融財政政策、経済政策をどう講じるべきかという御質問であります。

依田議員の代表質問の中でもるる触れていただきましたように、1985年のプラザ合意以降の政府、日銀によります積極的な財政出動や金融緩和が背景となり、バブル経済が発生し、株式や不動産への過剰な投機を招いたというふうには指摘されてきています。

バブル崩壊の1991年以降、我が国の経済成長は緩やかに続いていましたが、1998年には名目経済成長率がマイナスということで、本格的なデフレ時代に突入いたしました。こうした時期に、我が国の生産年齢人口はピークを迎え、フリーターを含む非正規雇用も拡大し、格差社会という問題も顕在化してきたところであります。

バブル経済の崩壊は、失われた30年とも呼ばれる経済の停滞を招き、今日に至るまで大きな影響を与え続けてきているというふうに思っています。こうしたことを教訓としながら今後の経済政策が進められることが必要だと考えています。

私は、バブルの時期はちょうど若かりし頃で、今とは全く社会環境が違っていたと思っています。霞が関で仕事をしていたときには、今のように働き方改革が叫ばれる時代ではなかったので、毎晩遅くまで仕事をしましたが、その後六本木等に飲みに行くと、帰りにタクシーを呼んでも全くつかまらない。今のように人手不足でつかまらないのではなく、皆さんが夜中まで遊び歩いて、タクシーを呼ぶ人たちが多くてタクシーがつかまらないという状況を経験してきました。

また、海外、例えばニューヨークのタイムズスクエアなどでは、日本の企業の看板が至るところで目について、今とは全く違う状況でありましたし、株式市場においても、世界の時価総

額上位のランキングはほとんど日本の企業が占めているという時代もありました。

我が国としては、そうした経済がある意味順調な時代を経て今日に至っているわけでありませう。もう一回、経済的にも豊かな社会をつくるべく立ち上がっていかねばいけないというふうに思います。

金融政策については日本銀行の大規模金融緩和が続けられてきているわけですが、そろそろ市場は出口戦略を織り込み始めていく状況だというふうに思っています。

まず、金融政策においては、物価と賃金の好循環を目指すということを日本銀行が掲げて取り組んでいただいておりますので、確実に賃金上がる、物価も適度に上昇していく、こうした好循環をつくるべく機動的な金融政策に取り組んでいってほしいというふうに思います。

また、財政については、これはまさに我々も当事者でありますけれども、我が国は借金残高が非常に大きくなっています。財政の健全化ということについては十分意を用いていかねばいけないというふうに思っていますが、その一方で、必要な歳出、高齢化に伴う福祉・医療等に対する支出や、まさに災害に対する防災対策、災害に強い国土をつくるための投資、こうしたものは着実にやっていかねばいけないと思います。

そうしたことを考えると、国の予算においてもかなりめり張りをつけた予算にしていけないことには、財政自体の持続可能性も失われてしまうと思っています。我々も、あれもしてほしい、これもしてほしいと国に対して財政的な要望をたくさん出してきてはいますけれども、私としては、なるべくそうしたものは絞り込んで、何でもかんでも財政に頼るといようなマインドを転換していかなければいけないのではないかとこのように思っています。

加えて、我々長野県としても、今の価格高騰やコロナ禍を乗り切るために非常にきめ細かな財政支援を行ってききましたけれども、しかしながら、こうしたものを財政で続けていくには限度があると思っています。やはり経済が自律的に発展していく軌道に乗るような投資を行わなければいけないというふうに思います。そのためには、財政政策のみならず、規制緩和等も含めたトータルとしての成長戦略、経済政策を国においてしっかりと打ち出して実行していただきたいというふうに考えています。

続きまして、グローバル化の波、国内産業の空洞化、企業や社員の在り方等についてどういう認識をしているのかという御質問であります。

グローバル化については、これは不可避だというふうに思います。まさにバブル期に、私は自治省の企画室というところにおりました。そこでどんなことをやっていたかという、これから地方行政も、高齢化対応、国際化対応、そして情報化対応、この三つの化けるに対応していかなければいけないということを議論していた記憶がございます。

国際化の流れはもう止めるべくもないわけでありませう。負の側面もある一方で、経済面では、

イノベーションが促進されたり市場が広がるといったプラスの面もあるわけであります。

こうした中で、私としては、やはりこのグローバル経済に県としてしっかりと向き合っていかなければいけないというふうに思っています。インバウンドの促進や農産物をはじめとする輸出の促進を通じて、人口減少下における長野県経済、日本経済をよりプラスの方向に転じられるように世界経済を活用していくという視点が重要だというふうに考えています。そうした政策を県としてもしっかりと進めていきたいと思っています。

それから、国内産業の空洞化ということでは、今まさに少し回帰が進みつつあります。グローバル化が進む一方で、ウクライナ戦争をはじめとして、世界にはかなり紛争リスクがあります。また、ブロック経済化というか、保護主義的な動きも出てくる中で、今までのように、グローバル化、海外展開をして、海外を巻き込んだサプライチェーンがあるだけで企業が安定的に成長していく状況ではなくなりつつあるというふうに思っています。そういうことを考えれば、こうした企業をしっかりと受け入れていく受皿を整備していくということも我々としては重要だと思っています。

また、時代の変化とともに、企業の在り方、社員の在り方は大分変わってきていると思っています。とりわけ、いわゆる新自由主義経済全盛時代は、とにかく株主利益が上がるのは重要だと。まずは目先の利益が上がればいいのだという視点が比較的強かったのではないかとこのように思っております。しかしながら、SDGsが叫ばれ、環境と調和した持続可能な成長抜きで利益を追求するだけでは、産業も発展していかない、企業も持続可能性がないという時代になっています。そうしたことを考えると、やはり企業や社員の在り方というものももう一回見直されていかなければいけないと思っています。

例えば、長野県内で言えば、伊那食品工業さんが年輪経営ということ唱えていらっしゃいます。まさに、このように、経済変動の波にかかわらず着実に発展してくるような経営、そして、従業員や地域の皆さんも含めてウェルビーイングが達成できるようなことを目指していく、こうした企業がこれからはより発展していこうというふうに思っています。我々県組織も、こうした考え方と全く無縁ではありません。県職員の働き方の在り方もしっかりと見直していかなければいけないというふうに思っています。

長野県全体では、企業の経営者の皆様方も、単に利益を追求すればいいというマインドの方よりも、むしろそうでない方たちのほうが多いというふうに思っていますので、長野県の経済界の皆様方と一緒に長野県産業が新しい時代に向けて発展していくことができるように我々としても取り組んでいきたいというふうに思っております。

新自由主義経済のアンチテーゼとして、宇沢弘文先生が社会的共通資本という概念を唱えられました。新しい総合計画にもそうした概念を盛り込んでおりますので、まさにこうした視点

を持ちながら長野県としての政策を進めていきたいというふうに思っております。

続きまして、中山間地域についてでございます。地域経済が潤う産業構造にしていくことが重要と考えるがどう考えるかという御質問であります。

長野県のみならず、日本全体の地域がそれぞれの個性を生かして発展していくということがこれからの日本社会をより力強いものにしていく上で重要だと思っております。そのためには、まずはベースの産業であります農業や林業の振興、とりわけ、スマート化や高付加価値化を着実に進めていくことが必要だというふうに思っております。

加えて、長野県は、日本酒、ワイン等の振興や発酵食品の振興、さらには伝統工芸品等の振興を図ってきているわけですが、これまでの地域の特性を生かした産業をより元気にしていくこと、また、そうしたことに加えて、観光客を国内外からお迎えして満足していただけるような観光地域づくりをしっかりと進めていくということも重要だというふうに思っております。

私は、農山村地域、中山間地域は、クリエイティブ・フロンティアということで、新しい可能性を持った地域だというふうに思っております。コロナ禍で、人の移動が大都市から地方に少し向き始めて、また大都市に戻り始めています。労働をする場所としては都会はいいところなのかもしれませんけれども、人間が人間らしく暮らす場所としては適した地域ではないのではないかというふうに思っております。

そういう中で、クリエイターの方をはじめとして、多くの方たちが新しいライフスタイルを目指して移住してきていただいております。オンリーワンの「輝く農山村地域」の創造を目指すということも含めて、長野県の地域が持つ強み、価値をしっかりと生かせるような政策展開を図っていきたいというふうに思っております。

続きまして、防災・減災についてであります。能登半島地震を踏まえ、防災予算、耐震化予算で留意した点、強化した点という御質問であります。

大規模地震は、本県でも様々な地震の想定が行われているわけであります。決して人ごとではないという思いで対策を進めていく必要があると思っております。我々行政としては、県民の生命、財産を守り抜く、そして、誰一人取り残さないという視点を持ちながらきめ細やかな対策、対応をしていく、こうしたことが重要だと思っております。

今回の当初予算の中におきましては、まず、当面取り組むべき施策として何点か盛り込ませていただきました。一番重点を置きましたのは、住宅の耐震化であります。今回、家屋倒壊で命をなくされる方がいらっしまったということも踏まえて、補助上限の引上げを行い、集中的な情報発信を行っていききたいと思っております。

また、緊急時の輸送は、今回の能登半島を見てもみますと、非常に重要度が高いと思っておりますので、緊急輸送道路の整備や道路ののり面対策に重点的に予算を配分いたしました。また、

今後、県民の皆様方にも、備蓄や転倒防止策など、こうした防災対策の再確認をしっかりと呼びかけていきたいと思っております。このほか、様々な課題がありますが、今回の教訓をしっかりと踏まえた上で、市町村も含めて県全体の防災力を向上できるように取り組んでいきたいと考えております。

地震防災対策強化アクションプランへの思い、取組内容、策定スケジュールについてという御質問でございます。

先ほど申し上げたように、今回の能登半島地震は様々な教訓を私たちに与えていただいているというふうに思っています。まずは、被災された方々をしっかりと応援していくということと併せて、県の対策についても改めて総点検をして充実強化を図っていきたいというふうに考えております。そうした思いで地震防災対策強化アクションプラン（仮称）を策定すると表明させていただいたところでもあります。

このアクションプランは、地震被害の軽減、そして地震被害が発生した後の復興の迅速化を目指しまして、予防対策、応急対策、そして復旧・復興対策の三つの側面から、何に重点を置いて取り組むべきかということを明らかにしていきたいと考えております。

とりわけ、今回の地震におきましては、高齢者の方々が多く被災されています。本県としても、避難所の環境改善をはじめ、高齢者をしっかりとサポートする体制を考えていかなければいけないと思います。

また、孤立集落への対応等としては、ドローン活用等新しい技術も積極的に取り入れていかなければいけないというふうに思っています。

能登半島地震発生後、部局長会議等において、私から、今回の能登半島地震を踏まえて、自分たちとして何が必要なのかということ各部でしっかり考えてほしいという呼びかけをさせていただいています。危機管理部を中心に、全庁を挙げて対策、対応を取りまとめていきたいというふうに思っています。9月の中旬を目途に取りまとめをさせていただき、速やかに対応すべきものにつきましては、補正予算での具体化も含めて、県議会の皆様方に御相談していきたいと考えております。

続きまして、県産材の需要拡大に向けた戦略という御質問でございます。

森林資源は、炭素の固定吸収ということのみならず、多面的な機能を有している地域にとって大変重要な資源であります。しかしながら、これは、放置しておくだけでは資源として有効に活用されませんし、国土保全の観点等からも課題が多いというふうに考えております。

そういう観点で、県産材の需要を拡大して林業を活性化していくということが重要だと考えております。土木・建築用材としての利活用を拡大するということがまず重要な観点だというふうに思っています。特に、建築物につきましては、都市の木造化推進法により木材利用の促

進を図ることとされております。全庁を挙げて県有施設の木造化、木質化を進めていきたいというふうに思っております。

また、オフィスビルや商業施設など非住宅分野におきましては、都市部等を中心に中高層建築物などで木材利用の機運が高まっております。強度特性に優れた本県のカラマツの強みを生かして、水平方向の構造材のツーバイテン材、大手ゼネコンが活用を進める耐火集成材、こうしたものの活用が期待されております。県としては、林業総合センターにおきます技術開発支援や木材関係団体と連携した販路開拓を進めて、輸入材やコンクリートからこうした県産材への転換を図っていききたいと思っております。

また、ウッドチェンジは、もう少し暮らしに身近な製品を木質・木材製品に変えていきたいというふうに思っております。例えば、アカマツを活用した経木や杉を原料とした天然繊維の木の糸など様々な取組が県内でも進められてきております。林務部のみならず、産業労働部等とも連携しながらこうした製品の商品開発や事業化支援を行って、木製品への転換を加速化していきたいというふうに考えております。

続きまして、少子化・人口減少対策戦略について何点か御質問を頂戴いたしました。

まず、少子化・人口減少対策戦略策定の進め方についてでございます。

先日公表いたしました戦略方針案につきましては、基本目標や政策の柱と、現時点で考えられる少子化・人口減少対策の大きな方向性や枠組みをお示したものであります。年度内には方針を固めた上で戦略を具体化する段階に進もうと考えていたところでございますが、県議会で開催いただいております少子化・人口減少対策調査特別委員会におきまして、さらなる議論を重ねて、具体的な政策づくりを行うべき等様々な御意見をいただいたというふうに伺っております。

私としても、この少子化・人口減少対策は、これまでの政策を単になぞるような今までと代わり映えのしない視点の政策を実行しても十分な効果が上がってこないのではないかとこのように思っております。女性・若者、子育て家庭、こうした方々の本当の声をしっかりと伺いする中で、今の時代状況をしっかりと把握し、具体的な方向性と政策を固めていく必要があるというふうに考えております。

そうしたことから、早く方針を固めるということにこだわることなく、多くの皆様方と十分に意見交換をさせていただいた上でトータルとして戦略の全体像を秋口をめどに取りまとめていきたいというふうに考えております。

その過程では、御指摘いただきました女性・若者をはじめとする当事者の皆様方、そして経済界をはじめとする様々な分野の皆様方としっかりと意見交換をしていかなければいけないと考えております。

先日、自民党の県議団の皆様方から、若者世代の支援に関する政策提案を頂戴したところでありますが、大学生の皆さんに対するアンケートや意見交換を拝見させていただきますと、行政の視点ではなかなか見えてこなかったような新しい課題が見えてくると実感しているところでもあります。こうした思いから、県としても、関係方面とのきめ細やかな意見交換を改めて行う中で課題を深掘りしていきたいと思っております。

具体的には、来年度新たに取り組もうとしておりますテーマ別の県民対話集会で、この人口減少・少子化の問題をテーマにしっかり行っていきたいというふうに思っております。また、県内外の大学生や県内産業の未来を担う若手社会人の皆さんとの意見交換、さらには、結婚マッチングシステム登録者との意見交換など、あらゆる場面を活用し、知事である私だけではなく、各部局や地域振興局など県組織を挙げて多くの皆さんとの対話を行っていきたいと考えております。

そして、いただいた御意見から、課題や要因の通り一遍ではない分析、整理を行って、より踏み込んだリアリティーのある戦略として練り上げていきたいと思っております。また、具体的な政策のうち早急に取り組むべきものについては、補正予算での対応も含めて、速やかな対応を図っていきたいと考えております。

この少子化・人口減少の問題は、我々行政、県行政、市町村行政のみならず、広く産業界をはじめとする県民の皆様方、そして当事者の皆様方と、思いと方向性を共有しながら進めていくことが重要だというふうに思っています。そのため、様々な皆様方ともに対策、推進を行っていくことができるような新たな体制を来年度の早いうちに整えていきたいと考えております。

続きまして、ライフプランニング教育への見解という御質問でございます。

社会がより複雑化、多様化する中で、なかなか先が見通せない時代になってきているというふうに思います。そうした中で、若い世代の人たちが、自身の進学、就職、あるいは結婚、出産、子育て、こうした人生設計、ライフプランを包括的に考える機会は必ずしも十分ではないというふうに思っています。将来世代に自分らしい人生を過ごしてもらうためには、御指摘のライフプランニング教育は極めて重要だというふうに考えております。

本県も、平成30年度から、大学生、若手社会人向けのライフデザインセミナーを開催しております。これまで、累計1,500人の方に御参加いただいているわけですが、この少子化や人口減少の問題が社会的にも重要な課題になり、そして、若い世代が未来に向けて希望を持ちづらくなっている時代において、このライフプランニング教育の在り方を、改めて県としてもしっかりと考えて推進していきたいというふうに思っております。特に、内容面と対象者の拡大の両面から検討していきたいというふうに思っております。

ライフプランニング教育を通じて、若い世代の皆様方が自分自身の人生設計をしっかりと

行っていただけるような県づくりに努めていきたいと考えております。

それから、最後であります、結婚にまつわるネガティブな情報が氾濫している中で、行政からよりポジティブな情報発信や支援の取組のアピールをしてはどうかという御質問であります。

確かに、今、結婚しづらい、子育ては大変といったネガティブな情報が多く広まっている状況の中で、夢や希望がなかなか持ちづらい状況になっているということは我々としても憂慮しているところでございます。

先ほど申し上げたように、まずはこうした若い世代の皆様方との対話を行う中で、どういう情報提供が必要であるのかということをおま一度しっかり考えていきたいというふうに思っております。また、情報提供も、通り一遍のものではなく、メディア等との連携や、今行っている広報をより若者に見ていただけるように発信の仕方も工夫していかなければいけないと思っております。

そして、何よりも将来に向けて希望が持てるような発信が重要だと思っております。子育て世代で子育てにやりがい、生きがいを感じたり、あるいは、結婚に幸せを見いだしている若い世代も多くいるわけありますので、そうした方々の実情をもっと多くの皆さんと共有できるように取り組んでいきたいと思っております。

その一方で、結婚・子育てには課題があるということもやはり事実でありますので、我々行政としては、こうした課題に対してしっかり向き合っ具体的対策を講じ、そうした施策が若い世代にしっかり伝わるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

いずれにしても、この結婚支援や子育て支援の問題については、若い世代の皆様方の思いをしっかりと共有して、こうした世代の皆様方と一緒に行動できるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

私からの答弁は以上でございます。

〔観光部長金井伸樹君登壇〕

○観光部長（金井伸樹君） 観光とスポーツの一括所管による効果についてお尋ねをいただきました。

スポーツには、体力の向上や健康増進に加え、感動を与え、人と人をつなぐ力がございます。観光スポーツ部の創設によりまして、こうしたスポーツの持つ多面的な力や価値をさらに高めまして、それを活用し、交流人口の拡大を図ることで地域活性化につなげてまいりたいと考えております。

そのために、観光スポーツ部として、例えば、本県の雄大な自然環境を生かしたスキーや登山、サイクリング等、アウトドアスポーツへの県民の参加機会の拡大と併せまして、コンテン

ツの充実を図り、また、プロスポーツチームや国内外の競技団体とのパイプを生かしたトレーニングキャンプ等の誘致、スポーツ観戦ツアーの造成を行うなど、これまで以上にスポーツと観光の緊密な連携による施策の展開に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、信州やまなみ国スポ・全障スポの参加者に再訪を促す仕掛けづくりや、開催を契機に、スポーツによるまちづくりを進める地域の観光向けコンテンツづくりや誘客の支援にも取り組んでまいりたいと考えております。

スポーツをする、見る、支える、それぞれから新たな交流の機会を創出することによりまして、スポーツ振興と観光交流の好循環が生まれるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔農政部長小林茂樹君登壇〕

○農政部長（小林茂樹君）私には農業政策について6点御質問をいただきました。

まず、食料自給率の向上に関する認識と県の取組についてですが、日本の食料自給率は、農業者の高齢化による担い手不足や、食生活の多様化、低価格な輸入農畜産物の流入など複合的な要因の影響を受けており、その向上には国全体での戦略的な取組が必要と認識しております。

こうした状況を踏まえ、現在国では、食料自給率の向上も含めた食料安全保障の確立を基本理念とした食料・農業・農村基本法の見直しを進めており、県といたしましてもその動向を注視しているところでございます。

本県は、農畜産物の総合供給産地であり、農地や農業者の確保、生産性・収益性の向上を図ることが食料自給率の向上に貢献できるものと考えており、新規就農者の確保と本県農業の中核を担い、リタイアする農家の生産基盤の受皿となる大規模農業法人の育成や、基盤整備などによる農地の集積・集約化の促進、新品種の開発やスマート農業技術の導入の加速化などに取り組んでまいります。

加えて、輸入に依存せず食料自給率の向上にも資する県内産への置き換えの推進に向け、県産小麦の品質向上、生産拡大や、家畜飼料の国産への転換支援のほか、農畜産物の地産地消、地消地産にも取り組んでまいります。

次に、有機農業への補助金についてですが、現在、有機農業の生産者に対しましては、国、県、市町村が協調し、生産活動のかかり増し経費を環境保全型農業直接支払交付金で措置するとともに、県単独事業により、学校給食への有機農産物の提供など生産拡大や販路拡大等に取り組むグループを支援しているところでございます。

一方で、直接支払交付金に対しましては、生産労力に見合うよう交付単価を引き上げるべきなどの声が現場から寄せられておりますので、制度の拡充や必要な予算が十分に確保されるよう引き続き国へ要望してまいります。今後も、生産現場の声をしっかりと聞きながら、生

産者の自主性を尊重しつつ、必要な支援策を検討してまいります。

次に、有機農業などへのシフトについてですが、有機農業を進めるためには、生産者への直接支援に加え、有機農産物が生産コストに見合った価格で流通・消費されることが必要であり、生産から消費まで一体となった理解醸成の取組が重要となります。

このため、国では、こうした取組を地域ぐるみで実践し、産地づくりを推進する市町村をオーガニックビレッジとして支援しており、現在、県内において4市町が県と連携して取組を進めてございます。

また、県では、全国に先駆け創設した有機農業に係るプラットフォームにおいて、消費者等も巻き込んだ勉強会や意見交換などを実施しているところでございます。さらに、有機農産物の生産、利用の拡大を図るため、農業者が取り組みやすい新たな認証制度の検討を進めるとともに、様々な広報媒体を通じた価値の発信により、関係者と連携しながら有機農業の推進を図ってまいります。

次に、有機農業の技術的課題への対応についてですが、有機農業への転換には、有機質を活用した土づくりと化学合成農薬に頼らない病害虫防除を一体的に進めていくことが必要となります。

有機質の活用では、畜産堆肥等の確保、活用を円滑に進めるため耕畜連携に取り組むとともに、堆肥の散布が容易となるペレット化や汚泥肥料の活用にも取り組んでまいります。特に、耕畜連携では、堆肥を生産する畜産農家と利用する野菜や稲作農家の連携が取りづらいなどの課題があるため、ホームページや研修会等で堆肥生産者の情報を広く発信し、地域内での活用を支援してまいります。

また、化学合成農薬の削減に向けては、病気に強い品種や害虫防除に天敵を活用する技術の開発などを進めるとともに、現地実証等を通じて技術の普及を図ってまいります。さらに、本年度から収集を始めました県内各地の実践事例や成功のポイントを広く周知し、有機農業の取組がさらに広がるよう支援してまいります。

続いて、輸入粗飼料への支援と畜産業の課題解決に向けた方策についてでございますが、輸入粗飼料は、円安や海上運賃の上昇などの影響を受け、令和4年から高騰し、畜産農家の経営を圧迫していることから、補填制度の創設を国に対して要請してまいりました。

しかしながら、国は、粗飼料は配合飼料に比べ国産への置き換えが容易との考えから、補填制度の必要性が低いと判断している状況です。このため、県といたしましては、令和4年度から県独自の価格高騰対策として粗飼料購入費の助成を行っており、加えて、来年度からは、耕畜連携による飼料生産に必要な機械の無償貸出制度を創設し、生産体制の整備を支援してまいります。

畜産業の課題といたしましては、生産コストの上昇や家畜伝染病の発生予防、畜産物のブランド化や適正価格の維持、人口減少に伴う消費の低下などがあると認識しております。これらに対応するため、自給飼料の増産による経営安定化、スマート畜産技術の導入等による生産規模の拡大や生産力の維持、信州プレミアム牛肉などブランド化の推進、鳥インフルエンザなど家畜伝染病の防疫体制強化などの取組を総合的に展開し、持続性の高い畜産業の構築に努めてまいります。

最後に、中山間地域における農業振興についてですが、急傾斜で狭隘な農地が多く、営農条件が不利な中山間地域において農業をなりわいとして成り立たせるためには収益性が高い経営を行うことが求められます。

そのためには、ドローンを利用した農薬散布、リモコン式草刈り機、ハウス内温度の遠隔制御など、スマート農業技術の導入による省力化、効率化、標高差や気象条件などを生かした果樹、花卉などの園芸作物や新たな品目の導入による収益の確保、伝統野菜などの地域資源を活用した加工品の開発や農産物直売所等を通じた直接販売など複合的に推進していくことが必要であると考えております。

また、県内でも、多様な立場の地域住民が参画した農村型地域運営組織、いわゆる農村RMOにより特産品の加工や直売など収益を確保するための取組も始まっており、こうした取組への支援を通じまして中山間地域の農業農村振興を図ってまいります。

以上でございます。

〔危機管理監兼危機管理部長前沢直隆君登壇〕

○危機管理監兼危機管理部長（前沢直隆君）まず、避難所での女性へのケアを担当する職員の必要性の周知や実効性のある体制の構築についてお答え申し上げます。

御指摘のとおり、市町村の防災担当の女性職員の割合は低い状況にございまして、県としても深刻に受け止めております。県では、これまでも、県の地域防災計画の見直しや、市町村が避難所を開設・運営する際に参考としております県避難所運営マニュアル策定指針の改定、研修や訓練を通じて、市町村にも女性の視点に立った取組の実施を促してきたところでございます。

ただ、まだ道半ばというところでございます。来年度以降、避難所の設置・運営研修を計画しておりますが、その際に、県が作りました男女共同参画の視点を生かす避難所のチェックリストを一緒に見ながら訓練を行うとか、市町村を訪問していろいろと助言をする制度があるのでございますけれども、その際に、女性職員を増やす取組だけでなく、女性の視点や意見を取り入れる仕組みをどうやってつくるかというような具体的なアドバイスなどもしまして、できるだけ男女共同参画の視点が防災にも生かせるように取り組んでまいりたいというふうに考えている

ところでございます。

次に、新型コロナウイルス感染症の総括でございます。

5月8日に感染法上の5類に位置づけられ、県では本部を閉鎖しましたけれども、その後も新型コロナウイルス感染症警戒・対策本部を設置して、引き続き医療アラートの運用など、現在も必要な対応を継続しているところでございます。

実は、感染の8波までは、その波ごとに専門家の御意見をお聞きしまして振り返りというものを行っております。ごく一例を御紹介申し上げますけれども、例えば、県独自の感染警戒レベルや医療アラートが非常に有効だったということや、営業時間の短縮要請の感染拡大抑制への寄与が一定の成果があったのではないかという評価をいただいた一方で、若年層への情報発信の工夫が足りなかったのではないかというような課題も認識しているところでございます。

現在、折しも、今回の新型コロナ対応を踏まえまして、新型インフルエンザ等特別措置法に基づく政府の行動計画の改定に向けた議論が進められておりまして、県としましても、今年度までの県としてのコロナ対応の成果や課題について、来年度、事業者や生活者支援の視点や関係者へのインタビューも含めた記録集という形で取りまとめて振り返りを行い、国の動向を見極めつつ、県の行動計画も見直しをしてまいりたいと思います。それによって、今後新たな感染症の危機が到来してもしっかりと対応できるような準備をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

〔健康福祉部長福田雄一君登壇〕

○健康福祉部長（福田雄一君）私には4点御質問を頂戴しております。

まず、災害時における歯科医療についての御質問でございます。

長野県地域防災計画において、県は、大規模災害時に保健医療活動の総合調整を遅滞なく行うための本部の設置と運営を行い、必要に応じて長野県歯科医師会に救護班等の派遣を要請することを定めております。

これを受けまして、県と長野県歯科医師会で災害時の歯科医療救護についての協定を締結し、令和4年度には長野県地域防災計画に避難所等における口腔ケアを盛り込むなど、取組を進めてまいりました。

しかしながら、今般の能登半島地震のような大規模災害を想定した場合、災害時の取組については迅速に必要な支援ができるように、より明確にしておく必要があると考えております。このため、現在、長野県歯科医師会と協定内容の改定についての協議を始めているところでございます。県歯科医師会と連携して迅速に必要な支援ができる体制を構築するとともに、災害時の歯科医療に対応可能な歯科医師の養成についてもさらなる充実を検討しております。今後

も、こうした取組を通じて、災害時の歯科医療支援の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、災害時の歯科における多職種連携についての御質問でございます。

オーラルフレイル対策タスクフォースについては、管理栄養士や理学療法士、健康運動指導士など幅広い職種に参画していただきながら、オーラルフレイルに加え、フレイル予防のための栄養摂取や運動などの対策を検討し、口腔、栄養、運動を一体化した普及啓発のリーフレットや動画の作成、長野県歯科医師会に運営委託いたしました相談窓口の整備などの取組を進めてまいりました。

口腔と全身の健康は密接に関係していることから、災害時においても歯科口腔管理や食事援助等を通じて予防や対処を行っていくことが重要でございます。本タスクフォースのような平時の取組を多職種で推進することが災害時の円滑な連携にもつながると考えており、引き続き多職種の連携を図りながら、作成したリーフレットや動画を活用した啓発を進めるとともに、相談窓口の周知などを通じてオーラルフレイル対策の一層の推進を図ってまいります。

次に、新型コロナ対応について、県民の健康管理に取り組む中で得られた成果や課題についてという御質問をいただいております。

新興感染症の急速な拡大が生じた場合には、医療提供体制はもとより、社会生活に重大な影響が及び、また、ウイルスの変異に伴い、再拡大が幾度も繰り返され、その影響が長期にわたることは、今回の経験を経て多くの方に御認識いただいたところかと思っております。

こうした極めて大きな影響を及ぼしたパンデミックに対し、限られた医療資源の中で可能な限りの専用病床の確保や宿泊療養施設の設置など前例のない対策も講じ、真に必要な方々に入院いただける体制を確保いたしました。医療関係者をはじめとする多くの皆様の御尽力もあり、医療崩壊を招くことなく対応できたことが一番の成果であると考えております。

また、ワクチン接種では、市町村や医療関係団体の皆様と連携し、全県を挙げての信州方式で取り組んだ結果、全国と比較して高い接種率となり、重症化リスクの高い方々を守ることに寄与できたものと認識しております。

こうした経験を踏まえ、今後の新興感染症の発生に対しても迅速かつ的確に対応できるよう、平時からの備えを一層強化していくことが課題と考えております。

現在策定中の感染症予防計画においては、医療機関等との協定締結による医療提供体制の確保、保健所や環境保全研究所の機能の強化、専門人材の育成、必要な機器や物資の備え等の施策を進めることとしており、新興感染症への備えに万全を期してまいります。

続いて、信州ACEプロジェクトの効果等についての御質問でございます。

まず、その効果としては、特定健診実施率が最新値の令和3年度では全国7位の61.5%であ

り、全国的にも高い値を維持していること、また、しあわせ信州創造プラン3.0の主要目標の一つとして掲げている介護度を基に算出された令和3年の健康寿命が男女共に全国1位であることなどから、健康づくり県民運動として展開している本プロジェクトの効果が一定程度現れていると考えております。

また、新型コロナウイルス感染症に罹患した際に重症化するリスクの高い糖尿病や高血圧症などの基礎疾患の改善や、自己免疫力の向上も図るべきではないかとの御指摘でございます。

長野県では、いまだに脳卒中の発症や、その原因となる食塩摂取量が多い状況でございます。御指摘のような観点から、さらなる取組を進めていく必要があると認識しております。今後の展開につきましては、昨年度策定いたしました長野県食育推進計画や今年度策定する第4次長野県健康増進計画に基づいて基礎疾患の予防や健康的な生活習慣につながる減塩、野菜摂取の促進など、若者や働き盛り世代が健康に配慮した食事を選択できる環境づくりの取組をさらに強化してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔建設部長新田恭士君登壇〕

○建設部長（新田恭士君）私には災害に強い道路ネットワークに関する御質問、それから住宅の耐震改修についての御質問をいただきました。

まず、災害に強い道路ネットワークに関するお尋ねでございます。

想定されている南海トラフ地震などの大規模災害リスクに対応するには、まずは高規格道路ネットワークの構築が重要でございます。このため、中部横断自動車道や中部縦貫自動車道などの整備促進に向け、県としても引き続き取り組んでまいります。

そして、それぞれの地域においては、災害時に、役場や病院、物資の備蓄基地など、こういった防災拠点を孤立させない道路ネットワークも重要と考えております。具体的には、緊急輸送道路の幅員の狭い区間、落石の危険があるのり面及び地震対策の必要な橋梁などについて重点的に整備を進めてまいります。

さらに、幹線道路が通行止めになっても緊急車両などの通行が確保できるよう、その迂回路となる路線を選定し、段階的ではございますが、機能強化を図ってまいります。これらに加えて、今回の地震の教訓を踏まえ、緊急輸送道路などが寸断された場合に備えて、道路啓開を迅速に行うための方策について、関係機関と連携し、検討を進めてまいります。

続いて、県内における耐震基準と住宅の耐震改修に対する質問をいただきました。

平成30年度の国の住宅・土地統計調査によると、空き家を除き、県内の住宅総数は80万6,000戸あり、そのうち、旧耐震基準の住宅は昭和56年5月以前に建設されたものでございますが、22万3,000戸となっております。旧耐震基準の住宅のうち、耐震性があると判断したも

のは約8万2,000戸となっております。

また、昭和56年6月以降に建設されたいわゆる新耐震基準で造られた住宅においても、阪神・淡路大震災における被害状況から、平成12年に建築基準法が改正され、さらなる耐震性の強化が図られたところでございます。平成30年度の住宅・土地統計調査によると、県内における新耐震基準の住宅のうち、この強化前の住宅は約55%の32万5,000戸となっております。

また、建物被害については、平成27年3月に策定された第3次長野県地震被害想定調査報告書において、震度7が想定される地震のうち糸魚川－静岡構造線断層帯における建物被害が一番多く、揺れにより全壊する建物の数は約8万棟と想定されているところでございます。

次に、耐震性能の向上対策に関する御質問についてです。

現在、県では、長野県耐震改修促進計画（第Ⅲ期）に基づき、早期に耐震性の向上が必要とされる旧耐震基準の住宅について、耐震改修及び建て替えによる耐震化の促進を図るため、国及び市町村と協働して、耐震診断をはじめ、耐震改修及び除却工事に対して助成を行っております。

一方、県民を対象としたアンケートでは、耐震改修をしない理由として、資金に余裕がない、住宅の後継者がおらずお金をかける気持ちにならないなどの資金面での負担に関する回答が多く、特に、高齢化が進んでいる地域での耐震化の遅れが課題となっております。

このような状況から、このたびの能登半島地震の被害状況を踏まえ、既存住宅の耐震化を加速するために、県の補助限度額を100万円から150万円に引き上げ、さらに、補助率を10割とし、所有者の負担ゼロとできるよう当初予算案にその費用を計上いたしました。

このほか、耐震改修の効果と必要性を、この住宅の所有者はもとより、所有者と離れて暮らす御家族の方にも届くよう、様々な媒体を活用して周知し、耐震化のさらなる加速に努めてまいります。

次に、安価で効果と施工性の高い耐震改修の推進に関する御質問をいただきました。

県では、天井及び床を解体することなく構造用合板を有効に活用して安価に耐震改修を行う工法の普及にも努めております。これらは、耐震化の加速に当たり、費用対効果の面でも有効ですので、県民の皆様などに周知を徹底してまいります。また、それらに県産材の構造用合板を利用することは、県産材の利用促進の観点からも有効と考えます。

いずれも、関係部局がしっかり連携して取り組むことが必要と考えておりますので、産学官の連携を図り、しっかり取り組んでまいります。この2点についての質問は、いずれも重要な対応だと思っておりますので、しっかり進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

〔林務部長須藤俊一君登壇〕

○林務部長（須藤俊一君）私には2点御質問を頂戴いたしました。

まず、県産材を活用した地盤改良技術の普及についてでございます。

これにつきましては、林業関係団体や県の林業総合センター等が参画した検討会において、平成26年3月に丸太基礎杭設計マニュアルとして取りまとめており、林野庁においても丸太活用の有効な方法として取り上げていただいています。

また、大手建設事業者や全国規模のハウスメーカーなどで構成する研究会において、諏訪市の実証実験で得られたデータを基に、その後の施工例を踏まえて技術の改良が進められてきています。

この工法の施工実績につきましては、議員から御紹介のありました事例をはじめ、沿岸部を中心に全国で取組が拡大しており、平成26年から令和5年までの10年間で、16都府県42か所で活用されています。このうち、29か所では、主に本県から供給されたカラマツのくい丸太が採用されており、地盤改良やCO₂の固定に役立つ土木資材として高い評価をいただいたものと受け止めております。県としましては、引き続き県産材を活用した本工法の優位性を全国に発信し、県産材の需要拡大に取り組んでまいります。

次に、他産業と連携した兼業による林業の人材不足の改善についてでございます。

主伐・再造林を進めていく上で、特に植栽や下草刈り等の繁忙期における従事者の不足が課題と認識しております。労働人口が減少する中、議員御指摘の佐久市の事例のような他産業と連携した兼業の取組は大変有効であると考えており、県では、同様の事例を県内全域に広めるため、令和5年度から兼業等の受入れに取り組む林業事業体に対して新規就労に必要な安全対策の指導等の支援をしているところです。

さらに、林業事業体からは兼業希望者の紹介を求める声が寄せられていることから、令和6年度においては、新たにマッチングを円滑に進めるための仕組みづくりや参考となる事例の普及に取り組むこととしており、こうしたことなどにより主伐・再造林を支える従事者を確保してまいります。

〔教育長内堀繁利君登壇〕

○教育長（内堀繁利君）4点御質問を頂戴いたしました。

まず、ライフプランニング教育の重要性と今後の取組についてのお尋ねでございます。

議員御指摘のとおり、多様な生き方が認められる時代にあって、ライフプランニング教育は、自分自身を見つめ、自分の可能性を見いだすことで、職業的なキャリアを含め、人生を豊かにするために重要であると認識しております。

小中学校では、家族の大切さや家庭生活が家族の協力によって営まれていることに気づくことができるよう、自分の成長と家族や家庭生活との関わりや、家族・家庭の基本的な機能など

について学んでおります。

高校では、小中学校の学びを踏まえ、例えば夢や目標を設定し、その実現のために、いつどこで何を学ぶか、いつから何をするか、どこでどのように生きるか、誰と生きるか等について自身のライフプランを作成する。就職、結婚等、人生における意思決定の場면을シミュレーションし、仲間と意見交換して、様々な生き方があることを理解するなどの授業を実施しております。このような学びを通して、自己の生活を主体的に考え、将来の家庭生活及び職業生活について考察し、生涯を見通して意思決定をする力を育成しております。

県教育委員会といたしましては、同世代同士や人生の先輩を招いてのワークショップ等特色ある取組への支援、外部講師による教員対象の研修会の実施などを通して、自分はどう生きていきたいかを考えるライフプランニング教育の充実に努めてまいります。

次に、ゆとり教育の評価についてのお尋ねでございます。

戦後、学習指導要領の改訂のたびに学習内容や授業時数が増え、1968年の改訂でピークを迎えましたが、これに対し、学校教育が知識の伝達に偏りつつあるのではないかという指摘がなされるようになりました。

その後、学習内容を精選し、授業時数を削減した2回の改訂を経て、生きる力の育成を目指す学習指導要領が2002年から実施されました。この教育は、完全学校週5日制の実施とも相まって、一般的にゆとり教育とも言われ、学習内容や教科の時数の削減により、子供たちの学力が低下するのではないかとの批判があったことも承知しているところでございます。

一方で、この改訂では、自ら課題を見つけ、よりよく解決する総合的な学習の時間が新設されたことに加え、子供が学びたい教科を選んで学ぶ選択教科の時間が引き続き位置づけられたことや、他者との比較による相対評価から絶対評価への転換など子供が主体的に学ぶことを大切にしたものであったと認識しております。

この改訂は、各学校が特色ある教育を展開する中で、子供が自ら学び、自ら考える力を伸ばすことを目指したものであり、「一人ひとりの「好き」や「楽しい」、「なぜ」をとことん追求できる「探究県」長野の学び」を掲げた第4次長野県教育振興基本計画において目指すところと相通ずる面もあると考えております。

コロナ禍におけるコミュニケーション能力の低下についてでございます。

コロナ禍で、授業における意見交換の場面の制限や学校行事の削減、給食時の黙食等が余儀なくされたことにより、コミュニケーション能力の低下を懸念する現場の声もありました。一方で、令和5年度の全国学力・学習状況調査では、学級の友達と話し合う活動を通じて自分の考えを深めたり広げたりすることができているかという質問に対し、肯定的な回答をした本県の児童生徒の割合は、コロナ禍以前よりも増加している状況でした。

これは、コロナ禍においても、マスクの着用や相手との距離などに配慮しつつ、ICTも活用しながら仲間や他者と意見交換をする機会を確保するなど、協働的な学びの充実に努めてきたことによるものと考えております。

学校では、現在、行事も含め、通常の生活が戻ってきており、コロナ禍よりもコミュニケーションの場面を多く取り入れた教育活動を進めております。県教育委員会といたしましては、コミュニケーション能力の育成を図りつつ、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に推進し、一人一人が主体的に学び他者と協働する学校づくりを支援してまいります。

最後に、専門的で魅力的な学びの環境の必要性についてのお尋ねでございます。

議員御指摘のように、学校が地域や地元企業等と連携し、体験的、実践的な学びの充実にすることは、子供たちが自分の適性を探し当てる上で重要であると考えております。

現在、小中学校では、職場見学や職場体験学習等を通して、働くことの意義や社会における自分の役割について考える力を醸成するなど、職業的・社会的自立に向けた学びを進めております。また、高校では、外部と連携することにより、例えば、複数の地元製菓店と連携し、創意工夫を重ね、共同開発したお菓子の商品化。地元の専門業者と協働し、生徒が自ら調査、測量、設計、施工した学校正門の改修。国内外の大学やJAXAと連携し、地元企業と試行錯誤を重ねた人工衛星の製作などの深い学びを実現しているところです。

県教育委員会といたしましても、学校単独では実施が難しい外部と連携した豊かな学びを大切にすることで、学校が子供たちにとってより一層楽しく、わくわく感が実感でき、専門性の高い深い学びの場となるよう、引き続き学習環境の整備に努め、個人と社会のウェルビーイングの実現を目指してまいります。

以上でございます。

〔43番依田明善君登壇〕

○43番（依田明善君）それぞれ御答弁をいただきました。

今回の能登半島地震を受けまして、我が県においても様々な課題が浮き彫りになってまいりました。大震災に備えた防災・減災、耐震化、道路整備などの国土強靱化は喫緊の課題であります。

また、少子化や人口減少問題、労働力不足問題や経済活性化については、人づくりの根幹をなす教育行政も極めて深く関わっていることが改めて認識されました。

さらに、長野県の中で資源を循環させ、持続可能な社会を構築するには、森林を守り、水源を守り、農地を守ること、それなしでは不可能であることも明確になりました。

そして、今回、これらの課題や対応策につきまして、阿部知事はじめ理事者の皆様方からは、今までの成果も含め、前向きで積極的な御答弁をいただいたわけであります。

しあわせ信州創造プラン3.0、大変革への挑戦、ぜひともこののるか反るかの歴史的な大転換期において、長野県行政の底力を大いに発揮していただくことを御期待申し上げます。

あわせて、我々県議会議員も、一蓮託生の覚悟を持ち、県民の幸福追求のために突き進んでいかなければなりません。その決意を改めて表明させていただきまして、代表質問とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（佐々木祥二君）この際、午後1時まで休憩いたします。

午後0時休憩

午後1時開議

○副議長（埋橋茂人君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて発言を許します。

改革信州代表小林東一郎議員。

〔45番小林東一郎君登壇〕

○45番（小林東一郎君）改革信州を代表し、質問いたします。

冒頭、本年元日に発生した能登半島地震は、奥能登地域を中心に大きな被害をもたらしました。亡くなられた皆様の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げます。

また、復旧・復興のため日夜御奮闘いただいている自治体職員の方々、医療職など各種機関の方々、ボランティア活動に従事されている方々に感謝申し上げますとともに、被災地に一日も早く平穏な日々が戻ってまいりますことを祈念いたします。

最初に、我が国の政治を大きく揺るがしている自民党裏金問題等に見る政治家のあるべき姿について伺います。

22年11月6日付のしんぶん赤旗日曜版の調査報道と、その1年後の神戸学院大学上脇博之教授による東京地検特捜部への告発に端を発する自民党の裏金問題は、我が国民主主義の在り方を問うと同時に、アンフェアな政治家への落胆、憤り、あきれ、蔑みなど様々な国民感情を誘発、政治不信がかつてないほど高まっています。

今月4日に行われた前橋市長選挙では、野党が推薦した元県議会議員の小川晶さんが、4期目を目指した与党推薦の現職を破って当選。保守の牙城で自民党支持層の一部が小川さんに流れたとの報道がありました。

岸田首相は、火の玉となって党の先頭に立ち国民の信頼回復に努めると宣言したにもかかわらず、疑惑の全容解明や政治改革に対する後ろ向きな姿勢が際立っているというのがこれまでの国民の受け止めで、選挙結果がその象徴です。にもかかわらず、小淵優子自民党選対本部長

は、辛勝した京都市長選挙結果が自民党にとって弾みとなるとただけで、前橋市長選挙結果には一切触れていません。

キックバックの受け取りを続けてきた国会議員はお金を全て政治活動に使ってきたのだから、裏金とは言えないとの冗談にも等しい話が巷間にありますが、収支報告書に記載する必要はないと派閥から言われて渡されたお金を裏金と言わずして、何を裏金と言うのでしょうか。

安倍派と二階派の議員らを対象とした聞き取り調査では、何人もの議員が不明朗な金銭であることなどを理由に使っていなかったことが判明していますし、訂正された収支報告書の支出には至るところに「不明」の文字が並んでおり、裏金であることを証明しています。

歴史をたどれば、自民党は金権腐敗が発覚するたびに政治改革を掲げてはきました。リクルート事件の反省の下にまとめられた政治改革大綱には、今回の疑惑の解決策が網羅されています。今回の事態で明らかのように、何が国民への背信なのかといえば、大綱を顧みず政治改革をおろそかにしてきた、捨て去ってきたことにあると思います。

知事に伺います。90年代政治改革は機能してきたとお考えでしょうか。機能不全があるとするれば、何が問題なのでしょう。選挙制度も含め、見解をお聞きします。

政治と金の問題に関し、離党決着、その後は関係ないとの対応について、国民の目は厳しさを増している。離党前後にかかわらず説明責任の履行を求めるなど、公認した政党として果たす姿勢を持つべきだ。これは、21年5月、参院広島選挙区再選挙敗北後に自民党広島県連が党本部に提出した申入れ書の一節です。このときの県連会長は、言うまでもなく、現在総理大臣をお務めの岸田文雄さんです。申入れ書提出後の記者会見では、説明責任を本人任せで大丈夫なのかという問題意識を挙げた。姿勢を示すことが大事だと強調されましたし、21年総裁選では、国民の信頼が崩れている。民主主義は危機に瀕しているとも訴えておられました。

ところが、今回の裏金問題、政策活動費の問題、官房機密費、果ては自身の首相就任を祝う会の疑惑など、どれ一つ取っても首相のやる気のなさが目に余ります。首相は、政治の信頼回復のためそれぞれが説明責任を果たすべきと再三再四口にされますが、説明責任を果たすということがどのような意味を持っているのか理解されていないように思えてなりません。

元総務大臣の片山善博氏は、説明責任について次のように解説しています。説明責任の原点は、雇主に対して会計係が負っている責任のことで、経理に不正や非違がないことを説明し、雇主に納得してもらえるかどうかで責任の有無が判別される。裏金等をめぐる問題では、閣僚や議員などの雇主は国民である。したがって、身に覚えのない疑惑に対しては、会計帳簿や関連資料を示して潔白を証明してみせる、それが説明責任を果たすことだと。「秘書が」とか「不明」とするのは、「お答えしかねます」と口をつぐむ会計係と全く同じで、問題外でありませぬ。結局、説明責任とは、自分自身を守るすべでもあるのです。

裏金等をめぐる一連の騒動の本質は、政治と金をもたらした民主主義の危機であることに間違いはありません。共同通信が去る3日と4日、両日に行った世論調査で、内閣支持率は24.5%まで低下。また、「裏金を受け取った議員が使途を説明する必要がある」は84.9%に達しています。これまで、主権者に対する説明責任は果たされているとお考えですか。

22年9月に示された旧統一教会と自民党所属議員との接点についての点検結果で、「一度挨拶をしていただけ」と回答していた盛山正仁文部科学大臣が、21年の総選挙の際、教団友好団体から推薦状を受け取っていたとの報道があり、国会で不誠実な答弁を繰り返しています。本日、衆議院に盛山文科大臣の不信任案も提出されました。

昨年12月、文科省は教団の解散命令を東京地裁に請求しており、教団との関係を隠していたとすれば、行政の公平・中立性に疑問符がつきます。内閣の信頼に関わる問題です。盛山文科大臣と旧統一教会との関係から見える自民党と同教会との関係のけじめについて、併せて大臣としての職責を果たせるかについての見解を伺います。

今回の政治と金に関わる問題で、「政治には金がかかる」がキーワードとなっています。上智大学の三浦まり教授は、自分に投票してくれる地盤、これを培養する行為に裏金が使われていると指摘しています。

その上で、この行為が次の3点で問題だとしています。

第1に、裏金を使って勝った政治家はアンフェアな選挙で選ばれたことを意味し、民主的な正当性を得ていない。第2に、後援者をつなぎとめる地盤培養行為の蔓延は、利益誘導を誘発し、民主主義を劣化させる。第3に、地盤培養のために大量の資金と膨大な時間を要することは、女性が議員になろうとする際の障壁となっている。そのために大勢の私設秘書を雇い、飲食にも金がかかるという実態があるとしています。「政治には金がかかる」をどうお考えですか。

政治資金規正法は、お金の出入りの真実を報告することを求めています。憲法で言えば、知る権利の保障でしょう。政治団体側に説明責任があり、それは、先ほど述べたように、主権者である国民への説明責任なのです。同法の厳正化、例えば連座制の導入が求められており、共同通信の世論調査でも、76.5%が導入すべきだとしています。政治資金規正法改正についての見解を伺います。

令和6年度地方財政計画と県財政について伺います。

昨年12月に国が示した来年度の地方財政対策では、地方税や臨時財政対策債の減少があるものの、地方交付税や国庫支出金等の増額により、昨年度を1兆6,000億円上回る歳入総額が確保されています。本県においても、県税や地方特例交付金等の増加により、実質的な一般財源総額は前年度比29億円の増加が見込まれています。

一方、国は、来年度予定している定額減税による減収への対応を、個人住民税の減収9,000億円については地方特例交付金により全額補填、所得税減税に伴う地方交付税の減収8,000億円分は繰越金、自然増収による法定率分の増により対応するとし、減税の影響も含めて適切に地方財源を確保したとしています。

知事に伺います。来年度地財計画への評価をお聞かせください。

また、定額減税の所得税分の財源確保は、国の説明では、捕らぬタヌキの皮算用的な考え方、防衛費増額の財源でも用いられている手法がそのまま使われているように思えてなりません。所得税、個人住民税の定額減税が地方財源に及ぼす影響をどのようにお考えですか。

臨時財政対策債は、昨年度に引き続き減額となり、元利償還分の5,000億円に半減する見通しとなっています。それにより、来年度、本県の臨時財政対策債残高も昨年度並み、309億円減の5,823億円になる見通しが示されています。国に臨時財政対策債の廃止を求めている立場からの評価をお聞きします。

来年度当初予算編成方針で示された収支差は110億円超であり、当初予算案とともに示された中期財政試算においては110億円と、赤字幅は縮小しませんでした。19年度、6億円、21年度、13億円、22年度は22億円減少しました。もっとも、20年度は7億円、23年度は5億円の拡大でしたが、これは査定が甘かったのではありませんか。

また、中期財政試算において、当該年度における効果的な予算執行により50億円を捻出するとしています。2009年度以降本年度まで40億円であったものが、10億円増額になりました。その根拠を御説明ください。

さらに、本年度2月補正予算でこどもの未来支援基金の100億円積み増しが計上されていますが、その財源をお示してください。

知事は、議案説明で、高齢化による社会保障関係費の増加などにより、今後は、これまで以上に厳しい財政運営を迫られる見通しである。一方で、新時代創造プロジェクトの推進をはじめ、県土の強靱化、県立高校や特別支援学校の学習環境整備等、県民の皆様の御期待に応えるための施策は積極的に展開していかなければならないとし、来年度早々、行政・財政改革実行本部において、事務事業の見直し、投資的経費の重点化、社会保障関係費の適正化、業務のデジタル化、新たな財源確保の検討などに取り組んでいくとしておられます。

そこで、重要度を増すのは政策評価なのですが、政策評価がルーチン化し、形骸化しているとの危惧はありませんか。また、政策評価と予算との連動こそが行財政改革の要となると考えますが、見解を伺います。

私は、本年度、決算特別委員会に所属し、決算審査に携わってきました。審査の過程でうかがえたのは、業務量の増加に加え、コロナ禍等もあって、多忙により職員が疲弊する状況がか

いま見えること、事業目的に合致した成果指標が設定されておらず的確な指標管理も行われていないなど、事業進捗を図る目安がなおざりになっている例も散見されました。それらについては指摘事項として報告され、改善を求めたところです。

そこで、お聞きします。議会の決算審査での指摘事項に対する来年度予算編成への反映にはどのようなものが挙げられますか。特に、成果指標の適正な設定と年度ごとの管理については、いかなる留意がされ、今後どのように取り組んでいかれますか。

また、事業改善シートについては、例えば、細事業一覧中、細事業を構成する主な取組の予算額すら記載されていませんが、県民に分かりやすく県事業を伝えるための課題認識と今後の対応をお聞きします。

新たな財源の確保策として、現在、長野県観光振興審議会の財源検討部会において、宿泊税など観光振興財源導入の議論が進められています。県が目指す世界水準の山岳高原観光地の実現に、独自の自主財源確保が必要で、サステナブル、持続可能で、ユニバーサル、誰もが楽しめる観光地を住む人と訪れる観光客が共につくるを基本とするもので、理解はできるものの、徴税方法や市町村への分配率、独自に徴税する市町村への対応など、市町村からは疑問が示されており、議論を深める必要を感じます。これらの疑問にどのように対応されますか。

経済動向と持続可能な産業雇用の構築について伺います。

昨年我が国GDPの速報値は、3分の2の人口規模のドイツを56年ぶりに下回り、第4位に転落しました。円安の影響が大きいものの、経済停滞の帰結であることは間違いありません。50年にはインドやインドネシアにも抜かれるとの予測もあり、当面は賃金が持続的に上昇を続けられるかが景気浮揚の焦点となります。

また、昨年10月から12月期のGDPが2・四半期連続でマイナスとなったことで、物価高や2年連続実質賃金低下による国内消費の弱さを中心に、内需の低迷が改めて確認される結果になりました。

その一方で、株価は上昇を続けており、1989年12月29日につけた史上最高値更新が目前に迫ってきています。企業が物価上昇に追いつく賃上げをしていないことで、実質賃金は低下。労働分配率も下がる中、企業収益は大幅に増大し、株価を押し上げる構造に。それにより、長引く実質賃金の低下が株価を押し上げる要因の一つであるとも分析されています。株価は、もはや実体経済を反映するものではありません。

値上げできれば企業はもうかる。給料も上がるはず。すると、消費も増える。つまり、商品がよく売れる。それでまた企業が潤う。今年はそうした好循環がやってくると期待されています。間近に迫った春闘で経営側の交渉指針となる経団連の経営労働政策特別委員会報告では、賃金引上げの勢いを維持、強化できるか極めて重要な年と位置づけられました。長野県経営者

協会の碓井会長も、経営者が覚悟を持って賃上げを進める必要があると強調。技術革新などで生産性を高める必要があるとしています。

一方、連合の吉野会長は、地方も含めた中小がどれだけ賃上げできるかがポイントと述べており、連合長野も、24年春闘の要求を県経営者協会に申入れ、中小企業の賃上げに向け、原材料やエネルギーなどのコスト上昇分の価格転嫁を推進していく方向は一致したと報じられています。

知事に伺います。賃上げの鍵となるのは中小企業の動向ですが、どのように支援し、目指す目標は何かをお示しくください。

東京商工リサーチが先月15日に発表した23年の負債総額1,000万円以上の企業倒産件数は、前年比35.2%増の8,690件で、8年ぶりの高水準となりましたが、県内の状況はどうなのでしょう。

また、新型コロナ対策の融資の返済が本格化するとともに、物価高と人手不足も深刻化しています。原材料など物価高に起因する倒産は、前年の2倍強に増加しています。物価高の主要因は円安にあります。しかし、円安を主導している日銀の金融政策変更に向けた道筋は見えてきていません。政策とは、経済が自ら律することができなくなったときに是正する役割を担うものはずなのに、それが果たされていないことへの見解を伺います。

先ほどの東京商工リサーチの調査では、昨年の人手不足関連の倒産は、13年の調査開始以来過去最多となっています。今後も、少子化による生産年齢人口の減少で我が国の体力が細っていくことは避けられませんが、賃金を抑え込むことでグローバル化する経済環境を生き延びようとしてきたことのツケも残ったままです。

そのような中で、人間らしい暮らしに近づけるよう、労働時間の規制が来年度本格化します。それにより、運輸や建設など多くの職場では、仕事が回らなくなるおそれがあります。2024年問題です。この問題は、無理を重ねてきた経済構造が迎えるべくして迎えた難局です。若い労働力が集まらないという課題に対する来年度の取組とその目標をお聞きします。

また、来年度当初予算案では、ドライバー等人材確保支援事業とU I J ターン就業・創業移住支援金との重複が可能となっていますが、保育士や林業従事者の県内移住支援においては一方のみと、ちぐはぐさを感じます。そうした制度設計になった理由は何でしょうか。部局間での足並みをそろえられないままに予算化されたとも映るのですが、いかがですか。

三菱総合研究所が昨年7月に発表した提言、食料安全保障の長期ビジョンによれば、主食用米等の国内生産は、20年の758万トンから、40年には半分以下の351万トンまで減少すると予測されています。これまで、米だけは自給可能と言われて続けてきましたが、それすらも厳しくなり、40年時点で主食穀物の耕地面積113万ヘクタールを死守すべきで、実現には、中規模・大

規模農家の耕地拡大が必要。日本全体で維持すべき耕地面積のグランドデザインを描き、地域計画に落とし込むべきとの提言がされています。

生産減少の主な要因は、高齢離農の進行です。本県における農業を取り巻く環境から考えても、米以外のほとんどの主要品目において同様の推測が成り立つのではないのでしょうか。中規模、大規模の耕地拡大といっても、果樹などでは大規模経営が難しく、また、県内には中山間農地も多く、どのようにして担い手確保を進めるのでしょうか。食料安全保障や国土保全の観点も含め、お考えをお聞きします。

森林資源が熟成し、活用が期待されています。知事は、議案説明で、主伐・再生林の拡大により木材生産量の増加と森林の若返りを図ります。森林づくり県民税を活用して、木材等の運搬に必要な架線の設置・撤去にかかる経費やニホンジカの食害から苗木を守るための経費などを支援しますとされましたが、林業事業者は、脆弱かつ人材も不足しています。主伐・再生林の加速化がもくろまれているものの、効率的な施業方法の普及すらこれからといった段階にあります。いかにして進捗を図るおつもりなのか、お聞きします。

少子化・人口減少対策戦略方針案について伺います。

本県が毎年行っている長野県民の結婚・出産・子育てに関する意識調査では、結婚するつもりはないとする独身者の割合が、16年の19.4%から、23年には34.9%と大幅に増加しています。しかも、その理由として、そもそも人生設計に結婚が組み入れられていないとする割合が、21年、21.1%から、23年、26.9%へと増加する傾向が表れています。

また、25年に大学や大学院を卒業・修了予定の学生を対象とした就職情報サイトを運営するマイナビの調査では、子供は欲しくないと考える割合が19.2%に達し、24年卒・修の前回調査の13.1%を大きく上回っています。収入不安やキャリア志向など経済面の不安が人生観に影響を与えていることが調査結果から推測され、少子化対策は若年者の意向をベースに考える必要があるのではないのでしょうか。

そこで、知事にお聞きします。少子化・人口減少対策戦略検討会議では、具体的にどのようにして若年者の声を集め、会議での議論に反映させていくのでしょうか。せめて4広域ごとに意見を聞く機会を設けるべきではありませんか。

方針案の「取組の柱」に掲げられている実現すべき項目、例えば「若い世代の実質所得を引き上げる」については、その主体となるのは県のみとは考えられません。本年秋に示される予定の戦略では、それぞれの項目ごとに実施主体が具体的に示されることになるのでしょうか。

また、政策を検討する際、これまでの知事のスタンスとして、県民の意見を聞き、磨き上げていく姿勢を取ってこられました。戦略に関しては知事の思いが先行しているように感じられます。少子化・人口減少対策は、県の努力だけでは実効性が得られないだけに、今後の戦略

検討においては丁寧な議論が求められます。県民の納得と協力を得るための要点はどこにあるとお考えですか。

一旦県外に流出した20代、30代の女性を県内に戻すことができるかが少子化に歯止めをかける要因とされています。共働き、共育てが当たり前ができる、女性にとって魅力的な職場環境が整えられることが大切です。女性にとって働きやすい職場づくりは、男性の家事・育児参加をさらに促すことにもつながります。

職場いきいきアドバンスカンパニー認証制度を女性が生き生き働くアドバンスカンパニー認証制度に切り替え、認証企業で働くことを選択した若年層への意識調査や、認証取得で職場がどのように変わったかについての実態調査を実施して、その後の施策に反映する、女性の働きやすさを追求する実践県宣言を行ってはどうでしょうか。

ゼロカーボン戦略ロードマップについて伺います。

知事は、議案説明で、脱炭素化の推進はもはや一刻の猶予も許されません。昨年策定したゼロカーボン戦略ロードマップに基づく取組を加速してまいりますと宣言されました。

そのロードマップには、これまでの温室効果ガス排出削減ベースのままなら30年度目標に126万トンCO₂の不足が見込まれることから、重点目標として、乗用車10万台、乗用車全体の1割をEVにとりか、新築住宅のZEH化を25年度以降早期に100%といった野心的な目標が組み入れられています。

そこで、以下2項目についてお聞きします。

1点目。相当なインセンティブがないとガソリン車からEVへの転換は難しいと思います。国施策の見通しや県の独自施策推進に向けての考え方をお聞かせください。

2点目。現状で3割と推測される新築住宅のZEH率を7年以内に100%にとのことなら、住宅メーカーのみならず、全ての建設事業者が早期にZEH対応を可能とする施策が不可欠となりますが、見込みはどのようなのでしょうか。

また、施主へのインセンティブも強めなければなりませんし、県産材についても抱き合わせで活用を図る必要がありますが、いかに進められますか。加えて、ゼロエネ改修も推進すべきですが、どのように取り組まれますか。

ゼロカーボンの取組を進めていくときに、我慢を強いられるという次元から、納得の上で行動変容を選択するという次元への移行が課題として存在し続けています。

昨年のCOP28で、化石燃料からの脱却について、非効率的な化石燃料補助金をできるだけ早く廃止との合意がなされたものの、我が国政府においては、それを真剣に検討しているとは感じられません。我が国では、脱炭素に向けての安定的な支持基盤がまだ形成されていないように思います。

ロードマップに示された学び・行動部門での取組を県民の行動変容に結びつけていく必要がありますが、どのように展開するお考えですか。

知事は、11月定例会での議案説明で、ロードマップは施策ごとに30年における具体的な目標値と温室効果ガスの推計削減量を明記するとともに、県民・事業者の皆様に取り組んでいただきたい事項をお示ししており、全国でも先駆的なものであると自負しておりますと胸を張られました。

しかし、ロードマップでは、カーボンニュートラルを主眼としない国のGX戦略に依拠し、温室効果ガス排出量削減の大部分の設定がなされています。極言すれば、GXは転換ではなく、原子力発電等の既存インフラを最大限活用する現状維持を目指すものです。

能登半島地震によって志賀原発での避難計画が机上の空論であったことが明らかになり、既存原発の維持そのものが不透明になっていることに加え、次世代革新炉の開発、建設については具体性が全く示されていません。国施策に寄りかかることが本県でゼロカーボンを進める具体的な道筋として正しいと言えるのでしょうか。見解を伺います。以上、全て知事に伺います。

能登半島地震に学ぶ防災の在り方について伺います。

能登半島地震では、熊本地震での初期対応と比較し、遅れを指摘する声があります。本県で発生が予測されている地震の中で最大級となる糸魚川－静岡構造線断層帯での地震では、全壊・焼失建物約9万7,000棟や約570集落の孤立が想定されており、初動の重要性は論を待ちません。能登半島での状況を知事はどう見ておられるのでしょうか。

本県では、知事も表明されているように、都市型地震防災と中山間地型地震防災の二正面防災を想定する必要があります。議案説明でも、地震防災対策を総点検した上で、予防対策、応急対策、復旧復興対策の三つの柱からなる地震防災対策強化アクションプラン（仮称）を策定し、被害の軽減と復興の迅速化に取り組むとされています。緊急輸送路確保や家屋倒壊防止等も重要となりますが、国や市町村との連携による地域防災計画や備蓄の見直し、道路啓開計画の策定についての方向性を伺います。

また、冬期間の避難生活の困難さも見えてきています。高知県黒潮町で取り組まれている「防災×脱炭素×福祉」によって地域自立圏を目指す方向を本県でも推進すべきではありませんか。ここまで、知事に伺います。

能登半島地震では、上下水道等水回りの被害が甚大で、復旧にも時間を要しています。本県では、大きな地震に襲われれば孤立する集落が多数発生すると地震被害想定でも推定されていることから、中山間地では簡易ろ過装置の活用が有効と考えられます。信州大学や企業との連携で、備蓄や被災地での活用方法の開発などを進めるべきではありませんか。また、県水送水管等の耐震化の現状と今後の取組について公営企業管理者に伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 順次お答えを申し上げます。

まず、政治改革に関連して何点か御質問をいただきました。

90年代政治改革について、機能してきたのか、機能不全があるとすれば、選挙制度も含めて何が問題なのかという話であります。

かつて私は、一時期、自治省の政治資金課で選挙制度改革を含む政治改革をかいま見たわけでありまして、90年代の政治改革について振り返ってみますと、同一政党の候補者が同一選挙区から複数立候補するという衆議院の中選挙区制度は、候補者個人の争いの側面が強くなり、そのことが政策、公約の形骸化と個人の資金需要の拡大、増大につながるという問題提起がなされるようになったところでありまして。そうしたことから、中選挙区制度を改める選挙制度改革と政治資金制度の一体改革の流れができたというふうに認識しています。

いろいろと紆余曲折があった上で、1994年に政治改革四法が成立しました。政権交代の可能性重視と少数意見の国政への反映の配慮から衆議院小選挙区比例代表並立制が導入され、また、政治資金については、企業・団体からの寄附を政党等に限定して、罰則の強化等が図られたところでありまして。

こうした政治改革が機能したかどうか、私が責任を持って評価するのはなかなか難しいわけですが、当時想定したような政策本位、政党本位の選挙を実現するということや、政治資金の調達を極力政党に集中させるといったような観点についてはまだ十分に実現してはいないのではないかというふうに思っています。

時代状況が大きく変化する中で、選挙制度、政治資金制度、政党助成制度などを含めて、当時の理念、二大政党制を追求するという方向性を貫徹するべく今後取り組んでいくのか、あるいは、こうした考え方は我が国の政治風土や国民性には必ずしも合わないのではないかということで、別の観点での改革議論を行うのか。まさに、今はその分かれ目ではないかというふうに思っています。

続いて、政治資金の収支報告書不記載と統一教会についてのお尋ねであります。

これらの問題は、まさに現在進行形の課題でありますので、国会での議論の推移を見守りたいというふうに思っております。ただ、国会法第124条の2においては、衆議院、参議院の政治倫理綱領を遵守しなければならないとされています。各国会議員の皆様方におかれては、そうした内容を踏まえた対応を行っていただきたいと思っております。

政治に金がかかるという点についてのお尋ねでございます。

政治に金がかかるという点については、先ほど90年代に政治改革を目指した状況を申し上げましたが、そのとき目指そうとした方向性には必ずしもなっていないのではないかと考えてい

ます。現在でも、国会議員の皆様方の日常の政治活動がある程度個人で行わざるを得ないという状況があると思います。また一方で、政策本位の選挙に必ずしも切り切れていない部分もあるのではないかとこのように思います。

こうしたことを考えれば、政治活動や選挙運動の現状、選挙の公費負担、政党助成金の在り方、こうしたものと併せて、政治活動の在り方全体について考えていく必要もあるのではないかとこのように思います。すなわち、民主主義のコストはどうあるべきなのか、そのコストを誰がどのような形で負担するべきなのか、こうした問題についての国民的な大きな議論が必要ではないかとこのように思います。

そうした中で、令和国民会議、令和臨調が2月2日に政治資金制度改革等に関する緊急提言を行っていらっしゃいます。その中では、政党ガバナンスの改革ということが言われていますし、政治資金等を監督する独立性の高い第三者機関の設置等も提言されているわけであります。

かつて90年代の選挙制度改革のときの選挙制度審議会においても、実は政党に関する法制の整備検討の必要性ということが指摘されていたわけであります。約30年の時を経て同じような議論が出てきたと受け止めておりまして、まさに国民の皆様方の政治への信頼を確かなものとするために、国民全体での議論が必要ではないかとこのように考えております。

続きまして、地方財政に関連して幾つか御質問をいただきました。

まず、令和6年度地方財政計画への評価でありますけれども、本年度を上回る一般財源総額の確保、臨時財政対策債の大幅な抑制、こうしたことから、地方財源の確保と財政の健全化に御尽力いただいたものというふうに評価しているところであります。

定額減税に伴う地方財政の減収につきましては、個人住民税の減収については地方特例交付金により全額国費で補填、所得税減税に伴う交付税原資の減収については、自然増収や繰越金も活用しつつ、前年度を上回る地方交付税総額及び一般財源総額が確保されているという状況であります。そういう意味では、地方財政にも一定の配慮をいただいた上での対策と受け止めています。

続きまして、臨時財政対策債への評価であります。

先ほど申し上げたように、令和6年度の地財計画では、臨財債が大幅に抑制されておりますので、地方財政の健全化を進めていただいたものというふうに評価しております。ただ、本来、財源不足額については、交付税率の引上げ等により対応すべきものと考えておりますので、引き続き国に対して交付税率の引上げ及び臨時財政対策債の廃止等の抜本的な見直しを強く求めていきたいと考えております。

本県当初予算編成方針で示した収支差が最終的に変わらなかったことで査定が甘かったのではないかとこのようにありますが、全くそんなことはないというふうに思っております。当初予

算要求段階の歳出額は1兆157億円でありました。これは、成果を重視しつつ厳しく優先順位づけ等を行った結果、要求段階から165億円減らした9,991億円を当初予算案の歳出額とさせていただいたところであります。我々としては、予算的にベストの内容として御提案させていただいているところがございます。

続きまして、中期財政試算における効率的な予算執行ということですが、この効率的な予算執行としてお示ししている部分については、執行段階における実施方法の見直しや契約差金等の不用額の不執行の徹底等による歳出削減、そして、税収の上振れ等による歳入増、こうした年度途中の収支差の改善を見込んでいるものがございます。

実際の決算額を見ますと、近年、実質的な収支は50億円程度で推移しております。10年ほど前の状況と比べると、おおむね10億円ほどこの実質的な収支が増加してきているという状況であります。したがって、こうした実態を反映するといった観点から、効率的な予算執行の計上額を50億円という形にさせていただいたところがございます。

こどもの未来支援基金への100億円の積立財源についてでございますが、コロナ禍からの社会経済活動の正常化によります法人関係税や個人県民税などの税収の増や、効率的な予算執行による歳出の減が生じてきているところがございます。こうしたことから生じた一般財源を活用して、令和5年度2月補正予算におきましては、こどもの未来支援基金への積立てのために100億円の財源を確保することができると考えたところがございます。

なお、こうした対策、対応を行った上でも、基金残高については500億円を優に超える金額を確保できるというふうに見込んでいるところがございます。

政策評価についての御質問であります。ルーチン化、形骸化しているのではないかと、また、予算との連動が必要ではないかという御質問でございます。

政策評価につきましては、適切に評価し政策形成に生かそうということで、令和4年度に政策評価室を設けて、評価方法の見直しに鋭意取り組んできたところがございます。具体的には、各事業の成果と課題を検証して、総合計画で掲げた目標に対して有効に機能しているかを評価できるよう、事業改善シートの様式の見直し、また、政策評価報告書の評価方法の見直し等に取り組み、改善を行ってきました。

予算との連動につきましては、予算編成時においては、既存事業の成果や実績、新規事業について成果の見込み等を確認しながら予算編成を行っているところではありますが、今後ともしっかり連動させながら取り組んでいきたいと考えております。

決算審査での指摘事項に対する予算への反映についてという御質問でございます。

指摘事項に対し、令和6年度予算案における主な対応ではありますが、まず、収入の確保につきましては、県税収入の確保、未収金の縮減、そして脱炭素化推進事業債をはじめとする交付

税措置のある地方債の最大限の活用に努めました。また、繰越額や不用額につきましては、執行実績を踏まえ、それぞれの事業費の積算に適切に反映させていただいたところでございます。また、人員の確保につきましては、産休・育休取得者の代替教員の事前配置の拡充といった対応を図らせていただいたところでございます。

事業改善シートの成果指標の設定と管理についてでございますが、成果指標については、その重要性和適切な設定手法について庁内で認識を共有し、政策評価室と各課・室が連携して取り組んできております。また、指標の実績値の管理につきましては、事業担当課と主管課によるダブルチェックに取り組んでいるところでありまして、正確な把握と公表に努めてまいりたいと考えております。

事業改善シートの課題認識と今後の対応についてであります。県民の皆様方の目線に立って分かりやすいシートとなるよう、これまで様式を見直ししてきたところでございます。細かい事業を構成する個別の取組につきましては、これまで内容が抽象的であったことから、昨年度から事業実施のアウトプットを記載することで、より具体的に取組内容をお伝えするよう工夫をしてきているところでございます。今後とも、事業の必要性や目的、取組内容が明確になるよう、不断の見直しに努めてまいります。

宿泊税など観光振興財源導入の議論に関して、市町村の疑問への対応という御質問でございます。

観光振興財源につきましては、現在、検討部会の中間取りまとめに対するパブリックコメントを行っているところでありますが、例えば、市町村への配分をどうするか、市町村が独自に同様の制度を設ける場合の対応をどうするか、こうした点については、市町村との調整が必要になってくるというふうに考えております。

これらの点につきましては、観光振興審議会の答申、検討結果を踏まえて、可能な限り速やかに県としての考え方をお示しし、市町村との協議の場や、個別市町村との調整等を通じて、市町村の皆様と問題意識を共有しながら制度設計を図っていきたいと考えております。

賃上げに向けた中小企業支援と目指す目標という御質問でございます。

今、経済を発展させていく上でも、そして、県民の皆様方の暮らしを充実していく上でも、賃金の引上げが非常に重要なテーマだというふうに考えております。

私どもとしては、実質賃金を持続的に上昇させて県内経済の発展、県民生活の安定を図っていくことが、目指すべき方向性、目標だというふうに考えております。

こうしたことから、県としては、例えば中小企業賃上げ・生産性向上サポート補助金、エネルギーコスト削減促進事業等による中小企業の生産性の向上、DXの推進支援による事業の効率性の確保、こうしたことにより中小企業を支援しているところでございます。

また一方で、適正な価格転嫁ということも重要な観点になっております。価格転嫁サポート窓口等において丁寧な相談等を行う中で、適正な転嫁が行われていくように県としても取り組んでいきたいというふうに考えています。引き続き、中小企業が生産性を向上して、結果として賃金の引上げを行っていただくことができるように、県としても支援を行っていきたいと考えております。

県内の企業の倒産状況についてであります。民間調査会社の調べによりますと、令和5年の県内企業の倒産は73件ということで、ゼロゼロ融資等で倒産が少なかったコロナ禍での水準と同程度で推移しているのが現状でございます。

また、日銀の金融政策に関連しての御質問であります。日本銀行は、昨年7月に長期金利の上限を1%に引上げ、10月には、厳格に1%に抑えるとしていた運用を改め、1%をめどに見直すとするなど、経済情勢に応じた政策変更を少しずつ行ってきたところでございます。

今年は、賃金と物価の好循環が我が国で実現できるかどうか節目の年だというふうに言われています。そのためには、労働生産性や潜在成長率を高めていくことが必要であります。

一方で、政府、日銀においては、日本経済がしっかりと成長軌道に乗るように、状況に応じた適切な金融・財政政策を講じていっていただきたいというふうに考えております。

続きまして、若い労働力確保の取組とその目標という御質問でございます。

本県の人口動態は、若い人口が大幅に転出超過になっているところが大きな課題であります。そのため、来年度に向けては、県内企業に就職しようとする県外の大学生等に対する就職活動に係る交通費の補助制度や、児童生徒に職業体験の場の提供、地元産業や企業の魅力を伝える取組、こうしたことを行っていきたいというふうに思っております。

一方で、人材の確保は、新時代創造プロジェクトの中でも非常に重要なテーマになっております。現行のしあわせ信州創造プラン3.0では、令和9年3月の新卒学生のUターン就職率45%以上という目標を掲げて取り組んでいるわけですが、このテーマは非常に重要でありますので、今後、少子化・人口減少対策戦略を策定していく中で議論を行って、これ以外の目標の設定も含めて考えていきたいと思っております。

それから、移住支援に係る支援金の制度設計、部局間連携が足りないのではないかという御質問ですが、これは、それぞれの業種の特徴を踏まえて検討を行ったところでございます。

例えば、保育士について、国のUIJターン就業・創業移住支援金は民間を対象にしているわけですが、本県の場合は公立の保育園が多くなっておりますので、我々としては公立保育園もしっかり対象にしなければいけないと考えています。

また、バスドライバーについては、まさにバス路線の運休が大きな社会問題と化している状

況の中で、賃金が高い三大都市圏からもしっかりと人材を呼び込めるようにしていこうということで、UIJターン就業・創業移住支援金との併給を可能にしたところでございます。

業種によって、どういう方を対象にするかとか県外在住要件をどれぐらいにするかということについてもきめ細かく整理させていただいているところであります。また、例えば保育士については、県の負担だけでなく、市町村にも2分の1の負担を求めるといような制度設計になっており、結果的にそれぞれ違う制度になっているわけではありますが、これは、決して各々がばらばらに考えてこうなっているわけではないということはぜひ御理解いただければというふうに思います。

続きまして、農業の担い手確保という御質問でございます。

県民の皆様方との対話集会を行う中で、農村地域は担い手の確保が最大の課題になっているという認識を持っております。本県としても、地域が活力を維持していく上で、農業農村が元気でなければならないというふうに思っております。こうしたことを考えまして、これまでも、中核となる経営体の育成強化、農業法人等の呼び込み、新規就農者の確保、こうしたことに力を入れて取り組んできたところでございます。

一方、現在、各地域においては、地域計画の策定に向けた話合いが進められているところでありまして、そうした中で、農地利用の具体的な方向性や担い手の在り方、課題、こうしたものも明らかになってくるというふうに考えております。

私どもとしては、こうした課題等をしっかり踏まえて市町村や関係の皆様方と共に取組を進めていきたいというふうに思っております。特に、狭い意味での農業政策という観点だけでなく、地域政策という視点も踏まえながら農業農村の担い手確保に取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、林業であります。主伐・再造林の加速化について御質問をいただきました。

いかにして進捗を図るのかということですが、三つの視点で取り組んでいきたいと思っております。担い手確保、施業の省力化、再造林経費の負担軽減ということでありまして。

まず、担い手につきましては、先ほどから申し上げている林業人材の確保について、様々な制度をかなり充実してきているところであります。引き続き担い手確保を図るとともに、通年雇用に加えて、兼業等の多様な働き方も支援していきたいと考えております。

また、施業の省力化という観点では、ドローンによる苗木等の運搬や、これまで人力で行われてきた下刈り作業への林業機械の活用に対して支援を行っていきたいと考えております。

また、再造林経費の負担軽減といたしましては、再造林や保育に必要な標準的経費の全額支援に加えまして、地形が急峻な地域等での再造林が進むよう、苗木等の運搬に必要な空の道としての架線の設置・撤去に係る経費を新たに支援してまいります。こうした取組によりまして、

主伐・再造林が増加していくよう取り組んでまいります。

続きまして、少子化・人口減少対策戦略方針案についての御質問をいただきました。

まず、どうやって若者の声を集めて検討会議の議論に反映していくのかという御質問であります。

これまで、戦略検討会議におきましては、有識者の講演や委員間での意見交換を行ってきました。戦略方針案をお示しすることで、一定程度検討段階での役割を果たしてきたものというふうに思っております。

今後は、県全体の多くの皆様方の参加と協力の下で少子化・人口減少対策戦略に向けた取組を進めていきたいというふうに思っておりますので、午前中答弁申し上げたように、幅広い方々の御参画をいただく中で、新年度の早い時期に新しい推進体制を整えていきたいというふうに考えております。

加えて、女性・若者も含めた当事者の皆さん、経済界をはじめ、人口減少対策と一緒に取り組んでいただきたい皆さんとの意見交換を行っていききたいというふうに思っております。4広域という御意見をいただきましたが、10広域でも意見交換をしっかりと行って、女性・若者をはじめ県民の皆様方の声をしっかりお伺いするように取り組んでいききたいと考えております。非常に短期間で行っていかねばいけませんので、私のみならず、各部局長や地域振興局長など、県庁を挙げて意見交換を行っていききたいと思っております。

戦略の取組の柱の項目ごとに実施主体を示されるのかということではありますが、まさにこれから戦略を取りまとめていくわけでありますので、具体的にどういうふうにお示ししていくかについてはその中で検討していききたいというふうに思っております。

ただ、御指摘のとおり、少子化・人口減少対策は行政だけではできません。そういう意味では、それぞれの関係の皆様方に主体的に取り組んでいただくことも多くありますので、そうしたことが分かる戦略となるように策定していかねばいけないと思っております。

また、県民の皆様方の納得と協力を得るための要点は何と考えるかという御質問であります。私としては、問題意識や危機感を多くの皆様方と広く共有していくことだというふうに考えております。

少子化・人口減少の問題は、若い世代にとって問題であるだけでなく、全ての世代にとって大きな課題であり、また、個人の暮らし方、ライフスタイルの問題であると同時に、広く社会経済全般に影響を与える問題であるということを多くの皆様方と共有しながら取組を進めていきたいと思っております。

続きまして、女性にとって働きやすい職場環境の整備についてということで、まず、職場いきいきアドバンスカンパニー認証制度、これは、女性が働きやすい職場環境づくりを進める企

業を認証させていただいているところがございますので、女性が生き生きと働くといった名称の制度に直ちに変わるということは考えていません。

ただ、認証企業で働く若者等への意識調査の必要性等は確かにあると思いますので、どういう形で調査を行えばいいのかということをしっかり検討しながら、効果的な実態調査ができるように取り組んでいきたいというふうに思います。

女性の働きやすさを追求する実践県宣言ということについては、そうした調査結果を踏まえた上で、必要があるのかどうか考えていきたいと思っております。

続きまして、ゼロカーボン戦略について御質問をいただきました。

まず、EVへの転換に向けた施策についてということでございます。

EV転換を促すためには、EVの購入に対する支援、EVを利用しやすい環境の整備、それから車種の拡大、こうした様々な面での取組が進んでいくことが重要だというふうに思っています。

国においては、EVの購入及び充電設備への補助やメーカー等への技術開発支援を行っているところであります。しかし、車両価格が依然高いということが消費者にとってのネックとなっているというふうに受け止めておりますので、補助上限額の引上げ等さらなる支援を国に対して要望していきたいと考えております。

また、県としては充電インフラの整備に重点的に取り組んでいるわけではありますが、道の駅や主要道路の充電設備を充実するべく、独自に国補助への上乗せ補助を行うほか、災害への備えともなるEVとV2Hの組合せの普及に向けてV2H導入への補助を行っているところでございます。引き続き関係方面とも連携しながらEV車の拡大を図ってまいります。

続いて、住宅分野におけるゼロカーボンの取組について御質問をいただきました。

新築住宅のZEH水準適合義務化の早期実現を目指して長野県としては取り組んでいきたいと考えております。新築住宅のZEH対応は、ハウスメーカーを中心に急速に進んでおりますが、中小工務店においては未対応のところもあり、そうした対応が急務だというふうに考えております。そのため、中小工務店向けに分かりやすくZEHの施工方法を解説した「信州のZEHスタートBOOK」を今年度作成し、講習会を開始したところでございます。また、施主の理解を促すために、ライフサイクルコストでの優位性を周知していきたいと考えております。

信州のZEHであります信州健康ゼロエネ住宅に対する助成も、今年度より、新築について最大200万円に拡充させていただく考えであります。県産木材も、使用割合に応じ、より多く使用した場合に金額を加算してまいります。令和6年度からは、ZEH化リフォームも、新築と同様、より高い省エネ性能への改修についてのインセンティブを高めて、既存住宅のZEH化も進めてまいります。この住宅分野は、特に重要なテーマでありますので、今申し上げたよ

うな観点も含めてしっかり進めていきたいと考えております。

ゼロカーボン実現に向けた県民の皆様方の行動変容についての御質問でございます。

ゼロカーボン社会を実現していく上では、県民の皆様方一人一人の行動が重要だというふうに考えています。このため、まず、あまり関心がないという方々に対しては、気候危機の現状をしっかりとお伝えしていく取組をぜひ行っていきたいというふうに思います。

その一方で、関心はあるけれども何をやればいいのか分からないといった方もいらっしゃいます。そうした方には、具体的な取組内容をお示しして、実践につなげていただくように呼びかけていきたいと考えております。こうした取組は、環境部だけでなく、部局横断で県庁を挙げてしっかり取り組んでいきたいと思っております。

続いて、国施策に寄りかかることがゼロカーボンを進める具体的な道筋として正しいのかという御質問でございます。

独立した国であれば政策を無視して取組を進められますが、エネルギー政策は、やはり国全体の政策と連動させていかないと、県だけの取組で適切な方向感をつくることはなかなか難しいというふうに考えておりますので、エネルギー基本計画等国の政策を前提としながら県として独自の取組を進めていきたいと考えております。

これまでも、国に対して再エネの主力電源化や各分野の脱炭素化の推進を要望してきたところでございます。今後とも、必要に応じて、国に対しても施策の提案、要望等を行ってきたいと考えております。

それから、防災についてであります。能登半島地震での状況をどう見るのかという御質問でございます。

今回の能登半島地震の状況は、決して人ごとではなく、まさに長野県の今後の防災にしっかり役立てていかなければいけないと思っております。

特に、水害等とは異なって、地震の場合は、発災直後に一瞬にして相当数の家屋倒壊や孤立集落が発生してしまうという状況がございます。そうしたことを考えますと、予防的な対応、初期の応急対策、こういったことが非常に重要だと思っております。県としては、日頃から防災関係機関としっかりと意思疎通を図ることによって、早期の被害把握や救援部隊の投入が行えるようにしていきたいというふうに思います。私どもも含めて、関係機関と日頃から訓練を重ねておくことが重要だと思っております。

また、平時からの備えということで、今回の予算でお願いしております耐震化の促進、また、行政の備蓄、県民の皆様方への備蓄の呼びかけ、こうしたことにも取り組んでいかなければいけないというふうに思っております。今後、地震防災対策強化アクションプラン（仮称）を策定してまいりますので、そうした中で、今回の教訓を踏まえた具体的な対応を盛り込んでまいり

ます。

それから、地震防災計画や備蓄の見直し、道路啓開計画の策定についての方向性、それから「防災×脱炭素×福祉」による地域自立圏を目指す方向性を県としても推進すべきではないかという御質問でございます。

都市部と中山間地域は、講ずるべき対策は必ずしも同じではないというふうに私も思っております。長野県の特性を踏まえた対策をしっかりと講じてまいりたいと思います。

特に、道路啓開につきましては、東日本大震災を踏まえて、平成25年4月に長野県版の道路啓開計画を策定し、現在運用中でございます。今回の地震を検証する中で、より実効性の高い計画にしていきたいと考えております。

また、来年度、県、市町村の危機対応力の総合的な評価を実施していきたいと考えておりますが、評価結果を国や市町村とも共有して、地域防災計画や備蓄の見直しにも取り組んでいきたいと考えています。

また、地域自立圏については、詳細を承知しているわけではありませんけれども、大規模災害発生時には、国や県などの公的な支援が届くまでにどうしても時間を要する場合があります。その間、地域の皆様方が自立して暮らし続けていただくということは非常に重要でありますので、今後の本県の防災対策を検討するに当たって一つの課題として受け止めさせていただきたいと思っております。

私に対する質問は以上でございます。

〔公営企業管理者吉沢正君登壇〕

○公営企業管理者（吉沢正君）水道事業の防災に関連して2点御質問をいただきました。

まず、簡易ろ過装置の活用についてです。

河川などからの取水を浄水処理して生活用水に利用できる簡易ろ過装置は、災害などによる大規模断水時における水の提供という観点から効果が期待されており、今回の能登半島地震の被災地においても、水道事業者と企業が連携して、可搬式のろ過装置を活用した給水活動を行う事例が見られます。県内においても、例えば、長野市では、県営水道の給水エリアも含めて、市内の防災備蓄倉庫48か所に小型のろ過装置を配備しています。水道事業者である企業局としても、非常時の対応として、給水車による応急給水に加え、配備市町村と連携したろ過装置の活用や、装置を保有する事業者等と連携した給水活動などについて検討してまいります。

次に、県営水道送水管等の耐震化の現状と今後の取組についてですが、企業局では、災害時に、住民生活への影響が大きい水源からの導水管や、浄水場と配水池を結ぶ送水管、消費者へ水を送る直径20センチ以上の配水管等を、基幹管路、また、浄水場や容量1,000トン以上の配水池等を基幹施設と位置づけて優先的に耐震化を進めることとし、経営戦略の計画期間である

令和7年度に100%となるよう取り組んでいるところです。

末端給水を行っている上田長野間のエリアでは、厚生労働省が耐震性能ありと評価している耐震適合管の基幹管路に占める率は令和4年度末で97%、基幹施設については全施設で耐震化済みとなっております。また、用水供給を行っている松本塩尻エリアでは、管路における適合率が約95%、施設については現在施工中の浄水場1か所の工事終了により100%となる予定です。

今後は、未耐震の基幹管理や施設の耐震化を計画的に進めるとともに、老朽化対策に合わせた管路の更新により耐震性能のさらなる強化を図ってまいります。

以上でございます。

[45番小林東一郎君登壇]

○45番（小林東一郎君） ケアについて伺います。

子供を虐待し、死に至らしめる事件が後を絶ちません。全ての子供が幸せに暮らすことができる社会の実現に向け、実効性のある政策をどのように進めていくのか。私たちは、知恵を絞り、行動していかなければいけません。

昨年12月22日、こども基本法に基づく今後5年間の政策基本方針であるこども大綱が閣議決定されました。そこには、子供が権利の主体であると明記されています。

自治体においては、こども計画の作成が努力義務とされたところで、本県においては、長野県子ども・若者支援総合計画をそれに充てるとお聞きしていますが、本県計画は、子供が権利の主体であることについて、大綱とのそごはないのでしょうか。

また、子供施策の策定に際しては、施策の対象となる子供等の意見を十分に反映させなければならぬと法で定められていますが、子供の意見を十分に取り入れ、計画が策定されたのでしょうか。さらには、子供が権利の主体であることをどのように施策に反映させていくおつもりですか。

学校以外の学びの場も充実します。信州型フリースクール認証制度を創設して必要な支援を行いますと議案説明で知事は宣言されました。

困難を抱える子供の居場所づくりは、未来を耕す作業です。子供が誰かに見守られている、受け止めてもらえる、尊重される、つながっていると感じられる関係性づくりのためには、地域の人とのつながりも模索していくべきです。県が進めるフリースクール認証制度にはそのような視点が組み込まれているのでしょうか。

60歳未満の単身世帯の持家率は、一般世帯の持家率と比較すると低い傾向にあります。総務省の平成30年住宅・土地統計調査に見る持家率は、65歳以上の一般世帯で80%前後に対し、単身世帯では60ないし80%と顕著な差はありませんが、55歳から59歳では、一般世帯77.1%に対

し、単身世帯39.4%と半分に低下、賃貸依存の傾向が読み取れます。

生涯未婚や離婚による単身生活者で賃貸居住という特徴を持つ世代の高齢化が今後進行していくのです。10年後、20年後を見据え、新たな住宅セーフティーネットの構築と空き家活用が必要になってくると予想されますが、いかに取り組まれますか。あわせて、県営住宅での高齢者のみ世帯や独居世帯への対応状況と今後の展開を伺います。

6年に1度の介護報酬と診療報酬の同時改定が進められています。このうち、介護報酬の配分方針が先月まとめられました。施設系介護サービスには手厚く、訪問介護などの在宅系サービスには厳しい内容です。これでは、きめ細かい在宅ケアを行ってきた小規模事業者が先細る一方となり、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるとした地域包括ケアが机上の空論となりかねません。

昨年、初めて介護の職を離れる人が介護職に就く人を上回る離職超過が起きています。介護に携わる人材不足は深刻です。国にどのように働きかけていけますか。

また、デイサービス事業者の送迎負担をDXで軽減する黒部市のSMARTふくしラボの取組を先月視察いたしました。デイサービス事業者の利用者送迎に関わる負担は大きく、かつ単独で行っている現状は非効率と言えます。送迎負担軽減によって介護職員が利用者に向き合う時間を確保できるメリットを、市町村をまたぐネットワークの拡大で充実させていきたいとの抱負も伺ってきました。この取組を参考に、圏域ごとに事業者のネットワークを形成し、介護事業の充実を図る仕組みをつくっていくべきです。見解を伺います。

生涯学というプロジェクトが、昨年、生涯観、加齢観を探る目的で実施したウェブ調査で、対象は20歳から69歳、3万3,500人に行われた調査があります。

「幸福な老後を過ごすために必要なものは何か」との問いに、全世代で共通して選ばれたのが、お金に困らないこと、これは80ないし90%の選択率でした。次いで、健康であること、知能が衰えていないことで、選択率が低かったのは、低い順に、仕事をしていること、友人・知人に囲まれていること、子供が身近にいること、配偶者と一緒に暮らすことであったことが報告されています。

子供、配偶者など家族の選択が意外に低いことが示され、これは、各年代で20ないし40%です。老後の幸福と家族との関係の切り離しが進んでいるようにも見えますが、そう単純ではなく、既に関係があるから殊さら重視しないということや、どうせ手に入らないから重視しないという意識も含まれているとの分析もされています。

このプロジェクトの一員である立命館大学の筒井淳也教授は、ライフコースが多様化する中で、人々の意識もまた分かれてくる。老後の生活様式も、必要な支援も、老後生活の価値観も違うはず。そうした特性に合わせ、社会制度をアップデートする必要性が高まっているとして

います。

高齢期が長くなり、少子化によって家族は細長くなっています。夫婦でケアを分担する共働きモデルによっても、全体のケア負担を減らすことにはなりません。とはいえ、家族が健全であるならば、ジェンダー問題の緩和等により、家族を基盤としたケア体制もまだリアリティーがありますが、現実には頼るべき家族がいない世帯の増加という方向に進んでいます。

無償のケア労働への対価を考えるべき、あるいは家族に頼ることができない状況への公的制度による補完を手厚くするべきとの議論がありますが、課題認識と今後の取組について伺います。

国土強靱化の取組について伺います。

国の防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を最大限活用して、流域治水・土砂災害対策、インフラの老朽化対策などを着実に推進すると知事は議案説明で述べられました。本県では、改修を進めなければならない橋梁の割合、28%が、全国平均8%よりも突出して高い状況にあるなど、インフラの維持を予防保全型へと転換を進める必要があります、これは建設部長の議案説明でも触れられています。国土強靱化基本法の改正で、切れ目なく対策が実施される見通しとなりましたが、国の予算を活用し、どのようにインフラ維持を進めていかれるのか、お聞きいたします。

「災害は忘れた頃にやってくる」で高名な物理学者の寺田寅彦は、日本は宿命的な国土の脆弱性を抱えており、それに対する備えを国防と位置づけていたとされます。しかし、岸田政権は、台湾有事を避けられない必然とみなし、世界第3位の軍事予算を計上。高度国防国家建設に邁進しています。そのツケが足元の天然の敵に対する貧弱な対策となって国民に回ってくるものがあってはなりません。目指すべきは高度防災国家ではないのでしょうか。見解を伺います。

国土交通省は、来年度にも天竜川水系の河川整備計画を見直す予定で、昨年12月、河川整備基本方針を変更。天竜峡での想定最大流量、基本高水を現行の毎秒5,700トンから5,900トンに引き上げています。中でも、支流の計画高水の上げが大きく、三峰川では現行の毎秒700トンから1,700トンに変更されました。

今後、河川整備計画の変更を行う際には、地元知事からの意見を聴取することになりますが、三峰川での計画高水変更の理由について国土交通省からどのような説明があったのでしょうか。説明がないのであれば、国交省に文書で説明を求めるべきではありませんか。

また、変更理由が気候変動への対応ということならば、気候変動は三峰川流域に限定された局地的現象ということになりますが、見解を伺います。

さらに、戸草ダムについては、田中知事時代に利水からの撤退を県が表明して以来計画が止

まったままになっていますが、建設の必要性についての認識を伺います。以上、知事に伺います。

県内の治安について警察本部長に伺います。

全国的に犯罪認知件数が増加しており、本県でも21年の5,959件から22年には6,635件に、23年は7,769件と2年連続で増加しています。増加の要因として、コロナ禍後の人流の増加が大きいと分析されています。このような状況下、犯罪の未然防止と検挙率の向上が望まれています。どのように取り組まれますか。

また、昨年5月の中野市での警察官殉職事案を受け、いかなる対応が取られ、今後、警察官自身の身を守る取組をどのように展開していかれますか。

昨年、全国での特殊詐欺認知件数は1万9,000件で、被害額は441億円に達しました。本県でも、前年比14.6%増の227件、被害額は、前年を4億2,000万円上回り、9億8,000万円余になっています。議案説明では、「犯人からの電話を受けない」「電話を受けてもだまされない」「だまされても周囲が阻止する」を3本柱として被害防止対策を推進するとされていますが、来年度、特殊詐欺防止事業をどのように展開していかれますか。また、検挙を進めるための取組についてもお聞きします。

信州教育について伺います。

知事は、かねがね教育の重要性について言及され、4期目に入ってから、信州学び円卓会議を設置し、教育改革を進める姿勢を鮮明にされています。

第2回信州学び円卓会議で今後検討すべき方向性が議論されてきましたが、これまでに出された意見の共通点は、教育委員会が取り組んでいる方向とも一致するものが含まれています。多様な個性や能力を持つ全ての子供が自分に合った学びを選択できるようにする、画一的な学びを多様化するという知事が提唱する方向は、教育委員会が第4次長野県教育振興基本計画に掲げる政策の柱である「一人ひとりが主体的に学び他者と協働する学校をつくる」「一人の子どもも取り残されない」「多様性を包み込む」学びの環境をつくる」と本質的な違いは見当たりません。したがって、それらについての円卓会議における今後の議論を教育現場の改善に生かしていくべきですが、教育委員会との共創をどのようにつくっていかれますか。

知事は、教育が画一的だとし、様々な個性や特性に合った教育を行っていかねば教育自体が持続可能性がない。何よりも、子供がSOSを発信しているのが現状と述べておられます。新しい教育の形をつくっていく大きなテーマが一人一人に合った学びを実践する場をつくっていくことにあり、来年度は、実践校設置を見据えた実証研究などによる効果検証やメタバースの活用等が予定されています。

しかし、一人一人に合った学びを全県に広めていくには、教員確保が大前提となります。本

年度は、教員不足の状況が拡大し、採用数を増やしたものの、来年度当初の状況も不確定とお聞きしています。欠員を生じさせないための財政的裏づけが欠かせませんが、見解を伺います。以上、知事に伺います。

教育県長野が組み上げてきた全人教育は、これまで岩盤とも思えるものでした。先人たちの切磋琢磨、試行錯誤によって築かれたもので、信州教育の魂と言うべきものです。しかし、個人や社会のウェルビーイングの実現や、個別最適な学び、協働的な学びへの転換を進める上で、今、見直しを迫られているのではないのでしょうか。

その理念、「人間としての成長を促す。学校がそのための役割を果たす」は残るとしても、実現に至る道筋は社会の変化に即した自由な発想によって変えていかなければなりませんし、それぞれの学校の個性的な運営も認めるべきと思うのですが、見解を伺います。

また、そのためには、義務であっても、高校においても、校長の在任期間を少なくとも4年にし、しっかりとマネジメント力を発揮してもらいたいのですが、どうお考えでしょうか。

議案説明で、教育長は、行かなければならない場所として位置づけられた学校を、楽しくて行きたい場所にしていくことが大事だとされました。今、必ずしも学校が子供にとっての居場所になっているとは限りません。それは、不登校の児童生徒が年々増加していることに表れています。学校は、子供にとって安全・安心で、自分自身を表現できる場所であること、一人ではできない学びができ、発見や驚き、感動が満ちた場所であること、探求心や好奇心の火をずっとともし続けられる場所であることとするためにどのように取り組んでいけますか。具体的にお示してください。

来月取りまとめが行われる予定の特色ある県立高校づくり懇談会では、これまでの高校とこれからの高校、県立高校の入口出口、県立高校の特色化、魅力化について議論が進められてきました。そこでは、これまでにない新鮮な議論もあったように思います。しかしながら、定時制・通信制教育について掘り下げた議論が行われていないように感じます。働きながら学ぶ場から、義務教育段階で困難を抱える子供が、社会体験を積み重ねながら目標を見だし、学ぶ場となっているのですが、個に寄り添いながらの学びをどのように充実させていくのでしょうか。

また、夜間中学や学びの多様化学校の設置検討についての基本的な考え方を伺います。

来年度、松本養護学校と若槻養護学校の施設整備が本格化する予定です。確認ですが、両校の施設整備は、文科省が定める特別支援学校設置基準に準拠して進められているのでしょうか。また、両校のほかにも施設整備が急務となっている特別支援学校が複数あります。知事の議案説明でも、特別支援学校の学習環境整備等県民の皆様の期待に応える施設は積極的に推進するとされたところです。整備に向けての基本計画を両校の新築と並行して策定していくべきでは

ありませんか。

来年度当初予算案には、特別支援学校の図書館機能の充実事業として、図書館システムの導入を進める事業費が計上されています。しかし、特別支援学校図書館の蔵書は極めて貧弱です。蔵書を増やしていく工夫はないのでしょうか。以上、教育長に伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私への御質問について順次お答え申し上げたいと思います。

まず、ケアについてということで、子ども・若者支援総合計画について御質問をいただきました。

この計画は、しあわせ信州創造プラン3.0に合わせて策定しましたが、こども大綱の策定の動きも見据えて検討を行ってきたところでございます。

策定に当たりましては、当事者である子供・若者との意見交換を重ねますとともに、子供や子育て家庭へのアンケートを実施して、生活困窮家庭においては学びの支援を充実する、また、子育てへの援助がもっとあれば子供を育てたいという御意見に対しては子育て家庭に対する経済的負担の軽減といったようなことで、御意見を計画に反映させてきているところでございます。

しかしながら、改めてこども大綱を見て照らし合わせると、子供が権利主体であるという点についてより強く打ち出していくことも必要ではないかというふうに考えるところであります。今後、少子化・人口減少対策戦略の策定に合わせて子供・若者の意見もさらに聞くことになってまいります。まずは子供たちの意見をしっかり聞いていきたいというふうに思いますし、必要があれば子ども・若者支援総合計画の見直しの検討も行っていきたいと考えております。

続きまして、信州型フリースクールの認証制度の中で地域の人とのつながりが組み込まれているかという御質問でございます。

この認証制度における地域とのつながりという観点では、地域の方々が外部講師やボランティアとしてその運営に御協力いただくことでつながりを持ち、地域住民に開かれたフリースクールであるということを制度の特徴として取組を推奨していきたいと考えております。

加えて、学校に行きづらい子供たちにとっては、地域とつながった居場所としての役割も大切でございます。そういう意味では、他県にない独自のものとして、学び支援型のほかに居場所支援型という類型も設ける予定でございます。こどもまんなかの視点を大切にしながらこの制度を発展させていきたいというふうに考えております。

単身高齢者の住まいへの対応という御質問、10年後、20年後を見据えたセーフティーネットの構築、空き家活用、そして県営住宅での対応という御質問でございます。

長野県の単身高齢世帯数は増加してきております。2030年には、7世帯に1世帯が単身高齢世帯となる見込みであります。少子化や未婚率の上昇に伴って、身寄りがない御高齢の方も増えていくというふうと考えております。

住宅のセーフティーネットの構築や空き家の活用という観点で申し上げれば、賃貸住宅の貸主の方はどうしても単身高齢者の入居に対する抵抗感がございます。そういう状況の中で、地域の住宅と福祉の関係者が連携して、借主、貸主双方が安心できるよう支援するとともに、空き家も活用しながら、シェアハウスやグループホームなど住まい方の選択肢を増やしていきたいと考えております。このため、地域の実情を踏まえたきめ細かな居住支援を実施するため、地域ごとの居住支援体制の構築を支援してまいります。

また、県営住宅に関しましては、高齢者世帯について単身入居や優先的な入居で居住の安定を支援しているところでございます。また、新築住宅におきましては、高齢のみの世帯や単身世帯が暮らしやすい環境の整備を行っております。

今後とも、生活就労支援センター「まいさぼ」や居住支援法人などとも連携して必要な住宅の提供に努めてまいります。

介護報酬の改定を受けた今後の国への働きかけという御質問でございます。

令和6年度の介護報酬改定におきましては、訪問介護など一部のサービスでは、国が行った実態調査で経営状況が比較的良好とされたため、マイナス改定となったところであります。一方で、これらのサービスは、介護職員等処遇改善加算において最も高い加算率の設定がなされたところであります。

県としては、介護事業者を支えるため、処遇改善加算の取得など必要な支援を行うとともに、事業所の実態をよく把握させていただいた上で、介護サービスの提供が安定的に行われるよう、必要な制度改正等を国に要望してまいりたいと考えております。

続きまして、デイサービス事業者の送迎負担軽減の取組についてでございます。

黒部市の取組は、複数のデイサービス事業所が専用アプリを導入して、送迎ルートの自動作成や送迎時のナビシステムなどのデジタル化による業務の効率化等に取り組んでいる事例であり、生産性の向上につながるものというふうと考えております。

県としても、介護ロボット、ICT等を活用した業務改善等の取組を支援しているところでありますが、今後ともDXの推進は必要だというふうと考えております。こういった介護分野におけるDXにつきましても、今後の長野県DX戦略を検討する中で在り方を考えていきたいと思っております。

家族による無償ケアについての課題認識と取組という御質問でございます。

令和4年度高齢者生活・介護に関する実態調査におきましては、家庭での主な介護者は、配

偶者、子の配偶者等が約8割、性別では女性が約7割を占めております。介護の社会化を進めるため、介護保険制度などの公的制度が導入されてきているものの、自宅で介護をする場合、家族、特に女性が主な担い手となっている場合が多く、経済的、精神的な負担軽減が必要だというふうに考えています。

今後、高齢夫婦のみの世帯や介護者に頼ることのできない単身高齢者世帯の増加も見込まれるところであり、こうした方々を支えるため、実態を踏まえた家族介護者支援や介護サービス、在宅医療、生活支援サービス等の充実に県として取り組むとともに、支援策の拡充について国へ要望していきたいと考えております。

続きまして、国土強靱化の観点でございます。

国予算を活用してどうインフラ維持を進めるのかという御質問でございます。

老朽化が進む橋梁をはじめとするインフラを健全な状態に保ち、財政負担を軽減するためには、壊れてから直す事後保全型から、壊れる前に手当する予防保全型へ早期に転換を図っていくことが必要と考えております。このため、令和2年度からの国の防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を活用して、計画的、集中的に補修を進めているところでございます。県としては、今後とも、国の予算を最大限活用し、効率的かつ持続可能なインフラメンテナンスへの転換を目指してまいります。

高度防災国家を目指すことへの所見という御質問でございます。

我が国は、地理的特性から、地震、火山、台風等による災害がこれまでも多数発生しており、災害リスクが高い国だというふうに思います。そうした特性に鑑みまして、長年防災・減災の取組が積み重ねられてきて、いろいろな知見、教訓が蓄積されてきているというふうに考えております。

先般、気候変動等でヨーロッパでも洪水が多発しているということで、ドイツを訪問した際にも、日本の災害対策に非常に関心を持たれている印象を深く感じたところでありますが、今後とも日本の国土に合わせた防災・減災対策をしっかりと進めていかなければいけないというふうに考えております。国民の皆様方が安心・安全に暮らすことができる防災力の強い国づくりを目指していくことが重要と考えております。

続きまして、三峰川の計画高水流量の変更理由の説明とその内容に対する見解という御質問でございます。

天竜川水系河川整備基本方針の変更に当たりましては、国から建設部が説明を受けているところでございます。

基本高水流量の算定に当たりましては、100年確率相当の雨量に対して気候変動の影響を考慮しているということ、また、様々な降雨パターンを考慮しているということでもあります。

三峰川の流量が増加している理由は、基本高水流量の算定に当たりまして、三峰川流域を含む南アルプス地域に雨が多く降る降雨パターンが、基準点である天竜峡に対して最も大きな影響を与えるということ、加えて、このパターンの出現頻度が高まることが確認されたということでございます。また、計画高水流量の設定に際しましては、三峰川の現況流下能力を考慮しているという説明を受けているところでございます。今回の計画高水流量の変更は、こうした検討の結果として導き出されたものというふうに認識しております。

ダム建設の必要性について、戸草ダムについての御質問でございます。

天竜川は、諏訪湖から伊那谷を下って太平洋に注ぐ急流河川でございます。一たび洪水が発生すると、大量の土砂流出を伴い、これまでも大災害を引き起こしてきたところでございます。近年では、令和2年7月豪雨におきます支川三峰川での堤防の欠損被害、令和3年8月に大雨による諏訪湖周辺の浸水被害が発生しております。

天竜川本川の治水安全度の向上は、天竜川本川流域の皆様方にとって重要なことであると同時に、釜口水門からの放流量が増大することによります諏訪湖周辺の内水被害の軽減を図るという意味からも、諏訪地域の皆様方の強い願いでございます。

今回の基本方針の変更を踏まえ、今後具体的な整備メニューの検討が行われると認識しております。天竜川本川や支川のさらなる河川整備や、ダムなど大洪水調節機能の整備を含め、より効率的、効果的な対策が検討されることを期待しているところでございます。

続きまして、信州教育についての御質問でございます。

信州学び円卓会議における議論を教育現場の改善に生かすための教育委員会との共創という御質問でございます。

信州学び円卓会議には、教育長と共に私もオブザーバーという形で参画させていただいております。これまでの議論では、現場の皆様方の思いや保護者の皆様方の思いも含めて、幅広い関係者の皆様方の御意見が出てきていると考えております。教育に関する当たり前を変えていくということの重要性、そして、子供たちがやりたいことを実現できる学校づくりの条件、こうした大きな方向性について共有させてきていただいているところでございます。

今後、教育に関する現行制度を踏まえた議論にしていかなければいけないと思いますし、また、これまで教育委員会において様々な取組を進めてきていただいておりますので、そうした取組も共有しながらさらに議論を深めていきたいと思っております。

あわせて、総合教育会議や県と市町村との総合教育懇談会といった場もございますので、県教育委員会はもとより、市町村あるいは市町村の教育委員会の皆様方とも問題意識と方向性を共有できるようにしっかり連携して取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、教員の欠員を生じさせないための財政的裏づけが必要だが見解はいかがかとい

う御質問でございます。

全国的に教員不足が叫ばれる中、本県においても教員の確保は重要な課題だというふうに考えております。また、県民対話集会においても、学校現場における教員の配置について幾つかの市町村から御提案、問題提起をいただいているところでございます。近年、講師となる人材も不足してきていると伺っており、年度当初の配置も含めて欠員が生じる要因になっているというふうに考えています。

こうした状況を解消し、子供たちの学びの継続を保障していくということは、大変重要だと考えておりますので、望ましい教員配置の在り方について教育委員会と具体的な議論を始めたところでございます。できるだけ早く方向性を固めて必要な予算措置を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

〔警察本部長小山巖君登壇〕

○警察本部長（小山巖君） 県内の治安について大きく2点御質問をいただきました。

まず1点目の刑法犯認知件数増加に対する取組と警察官殉職事案に対する再発防止についてお答えいたします。

初めに、犯罪の未然防止についてお答えいたします。

認知件数の中でも街頭犯罪の増加が目立っていることを踏まえ、見せる警戒をはじめとする街頭警察活動を強化するとともに、関係機関・団体と協働した各種防犯活動の活性化や街頭防犯カメラの普及促進など地域の防犯意識の醸成を図る活動を推進し、犯罪の未然防止を図ってまいります。

次に、検挙率の向上に向けた取組についてお答えいたします。

防犯カメラ映像の早期確保、犯行予測に基づく先制的な現場検挙活動や、事案認知時における捜査員の大量投入など初動捜査を強化してまいります。また、来年度発足する特殊詐欺連合捜査班の運用等他都道府県警察との連携強化や捜査員の実務能力の向上などによる捜査力の強化を図り、検挙率の向上に努めてまいります。

次に、警察官殉職事案の再発防止についてお答えいたします。

県警察では、中野市において発生した殉職事案を受け、現場警察官の安全対策として次の3点について強化を図っています。

1点目は、あらゆる事態を想定した訓練等の実施です。事案発生時、最初に現場臨場する機会が多い地域警察官を対象として、刃物や銃器などの凶器を使用し警察官を襲撃するなどのあらゆる事案を想定した訓練や教養を実施しているところで。

2点目は、装備資機材の充実と通信指令の強化です。防弾盾などの対銃器装備資機材の充実

を図るとともに、通信指令課において現場臨場警察官に対する受傷事故防止に関する具体的な指示の徹底を図っているところです。

3点目は、交番における安全対策の強化です。交番ネットワークカメラの整備を推進し、住民への危害防止に併せ、交番勤務員の安全確保を図っているところです。

今後も、これらの安全対策を継続的に行うことにより、警察官の殉職・受傷事故防止に万全を期してまいります。

大きい2点目の特殊詐欺対策についてお答えいたします。

初めに、被害を防止するための取組についてお答えいたします。

昨年の被害状況を見ますと、オレオレ詐欺などの被害者と犯人が接触する形態を有する対面型の手口は減少したものの、架空料金請求詐欺や金融商品詐欺などの非対面型の手口が増加しております。

県警察としましては、「犯人からの電話を受けない」「電話を受けてもだまされない」「だまされても周囲が阻止する」の3本柱の被害防止対策を継続して実施するとともに、新NISAの開始に伴う投資機運の高まりに乗じて増加している金融商品詐欺などの社会情勢によって変化する手口や、周期的に繰り返される手口に関する広報啓発を行うなど、被害の発生状況に応じた実効性のある対策を推進してまいります。

次に、検挙を進めるための取組についてお答えいたします。

広域的に行われる特殊詐欺に的確に対応するため、来年度から首都圏等の7都府県警察で合計約500人の専門部隊が発足され、また、長野県を含む全国警察に特殊詐欺連合捜査班が設置され、都道府県警察が緊密に連携して捜査を行う協力体制が構築されます。特殊詐欺の被害が発生した場所や、受け子、出し子、指示役等の所在にとらわれずに捜査協力を行う新たな体制であり、県警察としても、全国警察と一体となって捜査を推進してまいります。

以上でございます。

〔教育長内堀繁利君登壇〕

○教育長（内堀繁利君） 頂戴した御質問に対して順次お答え申し上げます。

まず、学校の個性的な運営と校長の在任期間についてのお尋ねでございます。

全人教育とは、知・徳・体の調和の取れた発達を図り、しかも、個性豊かで、よりよく社会に貢献できる人格の育成を目指す教育の営みであり、変化が激しく予測が困難な時代にあって、この理念はますます重要であると考えております。

その実現に向けては、時代の変化や、学校、地域の実態等に応じた自由な発想による個性的な学校運営が欠かせないと考えており、例えば、今年度は、自由進度学習やICTの活用など、先進的、先端的な学びの改革に取り組もうとする学校を学びの改革パイオニア校に指定し、教

員を加配するなどして支援してきているところです。さらに、来年度は、全ての子供が一人一人に合った学びを自ら選択できる実践校の設置に向けた検討を行うなど、新しい時代の学校づくりを一層進めてまいります。

このような学校づくりには、校長のリーダーシップが不可欠です。校長の配置に当たっては、議員御指摘のように、1校当たりの勤務年数の長期化を図りながら、各校の課題に応じて、中長期的視点から学校運営に取り組めるようにすることが大切であると考えており、引き続き校長の在任期間の長期化に努めてまいります。

次に、学校を楽しくて行きたい場所にしていくための取組についてのお尋ねでございます。

これからの学校は、同一の内容を一斉一律に学ぶ場から、子供たち一人一人の興味関心を尊重する子供中心の学びの場への転換が必要であると考えます。

このような考えに基づき、県教育委員会では、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図り、全ての子供に特性があるという前提に立った多様性を包み込む授業の在り方や特性に応じた教育方法、子供が一人で学ぶ、級友と学ぶ、教員と学ぶなど自らの学び方を選択できる授業の在り方、興味関心などに応じて自ら課題や問いを見だし、その解決を目指して仲間と協働しながら新たな価値を創造する授業などについて実証的な研究を進めているところです。

さらに、来年度は、これまでの学校というイメージにとらわれることなく、メタバースを活用し、物理的な距離を超えた同一空間内で安心して学べる環境について検討する有識者会議の設置や、先ほど答弁申し上げた一人ひとりに合った学び実践校の設置に向けた検討などにも取り組んでまいります。

今後、これらの取組の成果を県内の学校に広げ、誰一人取り残されない学びの環境づくりをさらに進めることによって、全ての子供にとって学校が楽しくて行きたい場所になるように努めてまいります。

定時制・通信制における個に寄り添った学びの充実についてでございます。

議員御指摘のとおり、定時制・通信制課程は、様々な困難を抱えた生徒が、入学を機に、自分らしさを取り戻し、社会に適応し、自立できるようにすることなどの多様なニーズに対応する教育の場として重要であると認識しております。このため、各校においては、生徒の相互理解や安全・安心な環境づくりを重視しながら、例えば、定時制では、読み書きに困難のある生徒が、学び直しのため、貸与された1人1台端末を活用し、EdTech教材で理解度に応じて学ぶ。通信制では、生徒が自分の生活や学習スタイルに合わせ、1週間の登校日数を計画して学ぶなど、時代の変化に合わせて、少人数によるきめ細かな支援ができるよう創意工夫を凝らしているところです。

県教育委員会といたしましても、引き続きこのような定時制・通信制課程における取組を支

援しながら、個に寄り添った教育のさらなる充実に努めてまいります。

夜間中学や学びの多様化学校の設置に関する基本的な考えについてでございます。

夜間中学や学びの多様化学校の設置検討につきましては、今年度、夜間中学設置検討会議及び不登校児童生徒等の学びの継続支援に関する懇談会においてそれぞれ議論を重ねてまいりました。双方共通して、夜間中学と学びの多様化学校との併設も含め、多様なニーズを包括したインクルーシブでフレキシブルな学びの場を創造する必要があるとの方向性が示されております。

これを受け、現在、県教育委員会としての考えをまとめているところであり、今後は、設置を検討する意向のある市町村と共に設置に向けたより具体的な協議を進めてまいります。

松本養護学校と若槻養護学校の施設整備についてでございます。

松本養護学校と若槻養護学校の改築につきましては、昨年12月に策定した両校の施設整備事業基本計画に基づき、現在設計を行っているところです。

この基本計画及び設計においては、障がい種ごとの児童生徒数に応じた大綱的な基準である国の設置基準に準拠しつつ、本県独自の長野県特別支援学校整備基本方針や長野県スクールデザインプロジェクトに基づき、新しい学びにふさわしい学習空間デザインやZEB化の視点等を大切に施設整備を行っているところです。

他の特別支援学校の基本計画策定についてでございます。

県立特別支援学校は、多くの学校で老朽化が進んでおり、現在設計中の松本養護学校と若槻養護学校以外の学校につきましても、建物の老朽化や狭隘化の状況等を踏まえ、改築等の環境整備を行ってまいります。まずは上田養護学校で施設の移転も含めた対応の検討に着手することとしており、今後も、必要性の高い学校から適時基本計画を策定の上、児童生徒の学習環境の整備を行ってまいります。

最後に、特別支援学校の図書館の蔵書を増やす工夫についてのお尋ねでございます。

近年、学校で活用する図書教材の開発、充実が進み、図書の活用による教育的効果への認識が高まる中、県教育委員会では、これまでの点字図書等に加え、音声とともに文字や画像が表示されるマルチメディアデージー図書や仕掛け絵本等、障がいの特性や発達段階に応じた多様な図書の整備に努めてまいりました。

しかしながら、蔵書数はまだ十分とは言えないため、来年度導入予定の図書館システムを活用して、児童生徒の図書貸出し・返却手続の簡素化やプライバシー保護等を図るほか、図書ニーズに関する詳細な把握を行ってまいりたいと考えております。

今年度、各校の司書教諭などと共に図書館機能の充実に関する検討を開始したところですが、図書館システムを活用したニーズ把握の結果も踏まえ、また、県立長野図書館等によるデジと

しよ信州の効果的な活用なども行いながら、児童生徒一人一人の興味関心に応じた蔵書整備と図書活動の充実に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔45番小林東一郎君登壇〕

○45番（小林東一郎君）豊かさについて伺います。

自然災害、戦争、食料や天然資源の不足、インフレといった複合リスクが絡み合い、予測できない結果を引き起こす複合危機に世界が直面しています。

東京大学の斎藤幸平准教授は、気候変動をモーターにして、環境危機や地政学的リスクの増大、インフレ、格差拡大と危機は、併存するだけでなく、互いを増幅させ、加速させる。これが複合危機の本質としています。

また、成長を優先する社会は、私たちの幸福追求を、利潤追求、成長追求という狭い枠に押し込めるとも言っています。地球環境を考えれば、成長至上主義のまま突き進んでいくことが持続不可能であることは既に明らかです。デジタル化が莫大な電力を消費することも課題となっており、国のエネルギー基本計画での需要抑制との間に相克があることは明白です。

そのような中、覚醒資本主義あるいは社会正義に目覚めた資本主義を意味するウオークキャピタリズムを目指す動きが注目を集めています。

知事は、一昨年2月議会における私の代表質問に、環境と経済の両立などを企業が意識しながら経済活動を行ってもらうことを強く意識し、政策を進めていくと答弁されましたが、現在に至るまでの県施策の取組状況を伺います。

人口密度の低い農山村での生活は、サービス提供の観点から見て非効率であり、行政コストもかさむことから、集住すべきだ。農山村に公金を投じるべきではないとの議論があります。憲法が定める基本的人権の尊重や租税の無償性から考えれば、効率の低さを理由にないがしろにされてよいわけはありません。あるいは、クロスセクター効果に注目すれば、農山村に人が住むことで自然環境が守られ、高齢者が農作業や人間関係を通じて元気を保ち、医療費、介護費が軽減されるといった便益をもたらすとも考えられます。農山村で生きることは非効率ということについての見解を伺います。

最後に、人口減少時代の自治の在り方について伺います。

47都道府県が今年度実施した職員採用試験で、採用予定数を満たす合格者を全ての職種区分で確保できたのは大阪府と兵庫県の2府県にとどまり、45都道府県で採用予定数割れが生じていたことがアンケート調査で判明したと、先月16日付の毎日新聞が報じています。土木などの技術・専門職で人を集められなくなっているとともに、採用難が近年急速に進み、インフラ整備や災害対応にも影響を及ぼしかねない状況と警鐘を鳴らしています。

本県においても、少子化により職員確保が難しくなっており、今後影響が出てくるとの懸念は強く、総合土木では本年度から複数回の採用試験を実施するといった工夫を迫られています。採用難が続くと、技術や業務のノウハウの継承が難しくなり、市町村の応援や職員派遣の要請に応えるのが難しくなるとの声も聞こえてきますし、総務省も、地方公務員制度は変革期にあるとし、昨年10月に検討会を発足させています。地域に貢献したいという意思を持つ人材をいかに呼び込み、確保していくのか。お考えをお聞きます。

国においても、若手・中堅官僚の退職が相次ぐとともに、多くの人材を霞が関に輩出してきた東京大学でもキャリア官僚を選択する学生が減ってきています。そのような中、中途退職した元官僚と霞が関との関係を維持するネットワークづくりが始まっており、回転ドア、リボルビングドアのように、官民を行き来しやすくする人材流動化が目指されています。

中途採用者らでつくるグループ、ソトナカプロジェクトも、人事院に改革を提言しています。本県においても、職員が転職しても再度県に戻れるよう、県と民間で人材が行き来しやすい仕組みを構築すべきと考えますが、いかがでしょうか。

新型コロナウイルス禍のような非常時において、現行の個別法が想定していない事態への効果的な対応を可能にするとして、自治体に対する国の指示権創設を柱とする地方自治法改正案が今国会に提出予定となっています。これは、国と自治体の対等・協力関係を変え、地方分権を後退させるとの指摘があり、全国知事会も、指示は特例とし、現場の自治体との十分な協議、調整を求めています。見解を伺います。

日本財団による6か国調査で、自分の行動で国や社会を変えられると思う17歳から19歳は、中国70%、アメリカ58%、日本は26%で、他の国に大きく引き離され、最下位に位置しています。民主主義の一員として関わりを学ぶ市民性教育、シチズンシップ教育が重要ではないでしょうか。全米調査では、公教育の最も重要な目的を市民性の獲得とする教員は45%で、最多となっています。

人口減少による担い手不足は、自治会の役員や民生児童委員、消防団員などあらゆる地域の現場で起きています。ただ、こうも考えられるのではないのでしょうか。これまでのシステムの綻びは、外にいた人が入り込む余地を広げると。県内にも、そこで暮らす人が主体となって自立的な将来像を描き、開かれた人間関係によって地域をつくっていく芽があるのですが、若者から身近な課題を民主的に解決する機会を奪ってきた大人の罪は重いですし、その大人もまた経験が乏しいと言えます。

自治を前に進める。これは知事の持論ですが、子供も大人も誰しものが、地域の諸課題の解決に向けて自ら考え行動する力を養うため、県民が県政に参画する機会をつくっていくことは重要だと考えます。これまでの取組と今後の展開を伺います。以上、知事に伺います。

知事は、大変革の時代にあると言っておられます。その大変革時代の道しるべとなるのが、しあわせ信州創造プラン3.0なのだと思います。

知事は、議案説明で、来年度は新時代創造プロジェクトを中心にしあわせ信州創造プラン3.0に掲げた政策を本格的に実行する年としています。県事業が計画に即して進められているか、しかも、効率的な執行が行われているか、厳正な監査が必要なことは論を待ちません。これら会計監査のみならず、事業の執行において県民との共創がしっかりと図られているか、変革の歩みが県民福祉の向上に結びつく正しい方向に向かっているのかについても独立した立場からきちんと意見をしてもらわなければなりません。どのように取り組まれますか。監査委員にお聞きいたします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 順次お答え申し上げたいと思います。

まず、環境を意識した経済活動ということで、県施策の取組状況等という御質問でございます。

相次ぐ気象災害やエネルギーコストの高騰を背景として、経済の問題と環境の問題は非常に密接につながっているという見方は、多くの方々に共有していただけるようになってきているのではないかとこのように思っています。

例えば、県の施策におきましては、SDGs推進企業登録制度の登録企業数2,229者ということで、この2年間で約900増加してきております。また、令和4年6月補正予算で中小企業エネルギーコスト削減促進事業を創設いたしましたが、これまで、2,500を超える企業が省エネ・再エネの推進に取り組んでいただいています。

加えて、長野県産業振興機構と連携してサーキュラーエコノミーの普及に向けたシンポジウムを開催いたしましたが、多くの皆様方に御参加いただいたところであり、企業は環境と経済との両立について非常に意識しながら取組を進めていく、経済活動自体の持続可能性が問われているということを多くの皆様方に共有していただけるようになってきていると考えています。

今後とも、こうした視点を我々もしっかり意識しながら、関係機関と共に経済と環境の両立に向けた政策を進めていきたいと考えております。

続きまして、集住への見解という御質問であります。

いろいろな態様、形態があるので、一概に何が悪い、悪いと申し上げづらいわけですが、御質問にもあったように、居住・移転の自由が憲法上保障されているわけですから、強制的に移転を進めるというようなことはあってはならない、居住・移転の自由はしっかりと尊重されるべきものというふうに思っております。

一方で、コンパクトシティー化を進めるなど都市構造をしっかりと形成していく、あるいは誘

導していく、こうした取組は、災害リスクの軽減等有効な部分もあるわけでありますので、極端な議論というよりは、むしろどういう形でまちづくり、地域づくりを進めるかということを経済的に考えていかなければいけないのではないかとこのように思っています。

それから、人口減少下における人材の呼び込み、確保という観点であります。

県民の皆様方の期待に応えられる県組織にしていく、最高品質の行政サービスの提供を進めていく上で、やはり県職員の人材の確保が一番重要な課題だということに思っております。これまで、試験方法の変更や試験回数の増加、インターンシップの受入れなどいろいろな取組を進めてきていますし、職員が地域に貢献してもらえようように社会貢献職員応援制度等をつくって職員の県庁外での活動も応援させていただいています。

県庁だけでなく、どこでも人材確保が一番重要な課題になっていますので、私としては、そうしたほかの組織に負けないように、魅力のある組織にしていかなければいけないということに思っています。

本来、行政の仕事というのは、多くの皆様方に喜んでもらえる、役に立つ、非常に重要な仕事だということに私は考えています。ただ、かえるプロジェクトで職員と対話をする、自分の仕事は何につながっているのか分からないという職員も多いので、個々の仕事と県全体のミッション、あるいは県民の皆様方の幸福がどうつながっているのかということ、職員ともっと対話をして分かっていただけるようにしていかなければいけないということに思っています。

また、やはり成長したいという職員が非常に多いと感じています。単に昇進するということだけではなくて、自分のスキルを上げていきたい、いろいろな分野で活躍をしていきたい。そういう意味では、職員の強みや専門性を伸ばしていけるような人事の在り方、人材育成の在り方、こうしたものもこれまでの枠を踏み越えて考えていかなければいけないということに考えています。

幸い、かえるプロジェクトで多くの職員がこうした問題意識を共有していただけるようになってきていますので、この動きを途絶えさせることのないように、魅力ある職場づくり、風通しがいい、働きやすい環境づくりをしっかりと進めることによって、多くの優位な人材に長野県を志望してもらえるように取り組んでいきたいと考えております。

それから、職員が転職しても再度県に戻れるような民間と行き来できる仕組みを構築すべきと考えるのがかかという御質問でございます。

私は、国家公務員を退職した後、もう一回任期付職員で内閣府に採用されたので、霞が関を出たり入ったりさせていただいた立場で申し上げれば、御指摘のとおり、多様な経験を積んだ人材が公務職場にいるのは非常に重要だと思います。国においては、昔に比べると、かなりいろいろな人が組織の中に入ってくるようになってきていますので、長野県としてもぜひ多様性

のある職場づくりを進めていかなければいけないというふうに思います。

今年度から県職員を退職した人を再度採用するウェルカムバック採用を導入させていただいて、3名の方を採用する予定になっております。社会人経験者の採用に加えて、県組織で働いて一旦県組織を離れた、外から長野県の在り方を見た方にもぜひ長野県にもう一回戻ってきて活躍していただきたいというふうに思っています。今後とも、多様な人材が活躍できる組織となるように取り組んでいきたいと思っております。

それから、自治法の改正案が提出の方向になっている国の指示権についてでございます。

国による指示は、ある意味では必要な場面もなくはないというふうに思っています。ただ、安易に行使されてはいけないというふうに思います。国と地方は、上下、主従の関係ではなく、対等、協力の関係でありますから、やはりそうしたことを十分に意識した制度にしてもらうことが非常に重要だというふうに思っています。目的達成のために必要最小限度のものにしてもらうということが重要だと思いますし、地方自治の本旨が損なわれることがないような制度設計をぜひ行っていただきたいと思っております。

最後に、県民の皆様方が県政に参画する機会のこれまでの取組と今後の展開という御質問でございます。

県民の皆様方を一緒に県政を進めていくパートナーとして位置づけて取り組んでいきたいと、そういう思いで県民の皆様方との対話と共創ということを掲げて県政を進めさせていただいているところであります。

これまでも、県民ホットライン、県政ティーミーティング、タウンミーティングなどいろいろな形で県民の皆様方の声を県政に反映させようと取り組んでまいりました。審議会のメンバーを一般公募するということや、県民協働による事業改善ということにも取り組んでまいりました。

また、今取り組んでいるものとしては、県民参加型予算を試行という形で行っておりますけれども、令和6年度に向けて、この県民参加型予算をさらに充実して取り組ませていただきたいというふうに思っております。

御質問にありましたように、我が国の国民一人一人、若い人たち一人一人が自分は社会を変革できないというふうに思っているという状況は、非常に重要な問題だと思っております。国民主権を掲げながらも、国民が、自分が動いても世の中は変わらないというふうに思ってしまうというのは、大変ゆゆしきことだというふうに私も思っております。少なくとも、県民の皆様方が、アクションを起こせば県政はしっかり応えてくれると思っていただけるように、こうした取組をさらに充実させていきたいというふうに思っておりますし、この人口減少・少子化の問題に当たりましては、これまで以上に幅広い皆さんとの対話を通じて政策形成を図っ

ていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔監査委員増田隆志君登壇〕

○監査委員（増田隆志君）私には時代認識を踏まえた監査の取組について御質問をいただきました。

今日、社会が大きく変革する時代にあつて、県行政がそのパフォーマンスを正しく発揮していくことが強く求められていると認識しております。監査の立場からそれを支え、進める役割を果たしてまいりたいと考えております。

県行政がパフォーマンスを発揮するには、まず、基本として、信頼性の確保が欠かせません。県民の皆様と一緒に歩みを進めるためにも、一方の当事者である職員が安心して力を発揮するためにも、大変重要な点であり、着実に取り組んでまいります。

御指摘の県民福祉の向上に結びつく方向性にあるかという点は、まさしく県行政のミッションそのものに関わることでございますので、事務の正確性のみならず、目的が正しいか、さらに多様化する行政需要の中で効率的、効果的に行われているかの観点をしっかり持ちながら監査を進めてまいります。

また、私自身、社会における様々な主体の関わり合いの中で、県が施策を進めてこそ大きな意味があると実感してまいりました。自治法は、監査に当たっては、他の地方公共団体との協力について特に意を用いることとしておりますが、御指摘いただいた、より広い県民との共創についても意を用いていくことが大切と考えております。生かせる経験は生かしながら、客観的かつ公正不偏の立場で必要な意見を申し上げてまいりたいと考えております。

最後に、監査の意見と申しますと、誤りの指摘といったところがクローズアップされるわけですが、それだけではなく、事務局員や監査委員が担当の方々と様々な意見交換をしております。そうした中から、事業の改善やその気づきに結びつく、そうした監査をしてまいりたいと考えております。

以上です。

〔45番小林東一郎君登壇〕

○45番（小林東一郎君）ただいま、政治情勢、地方財政及び県財政、それから県政全般、概略的なことを伺ってまいりました。

ゼロカーボン戦略ロードマップ、国施策との連動は避けられないというふうに知事は答弁されました。

15年、C O P 21で採択されたパリ協定、1.5℃の気温上昇に抑えていく、この1.5℃がもう目の前に迫っております。今、これを人類的な課題として、一人一人がよく考えて取り組んでい

かなければならない。人類の未来があるかどうか、大変大きな問題だと私は思っております。

ところが、この国のありようは、2030年で国が約束しました排出量46%の削減、これが原発の稼働にかかっているわけであります。30基程度稼働させなければ多分この目標には達しないでしょう。ところが、それができる状況ではない。ということは、何が起きるのか。2030年になったときに、原発を動かさなかったのでできませんでした、こういうことが予想されるわけであります。長野県の目標も、そこに沿って、達成できませんでしたということになっていきます。これは何としてでも避けなければならない課題であります。

ぜひ知事には国にしっかりと意見を言っていただきたい。このままでは目標達成はできない。加えて、県が策定した計画も机上の空論となってしまう。今何とかしていかなければならないのだ。再生可能エネルギーの拡大しかないと思います。ぜひ意見を言っていただきたいと思えます。

加えて、教育改革の方向であります。

先ほど来議論にありましたように、知事のお考え、教育委員会の考え方はほぼ一致していると思えます。違うのは何か。知事はスピードを求めておられる。教育委員会は学校現場一つ一つが変わっていかなければならないと考えている。そのスピード感の差をいかに埋めていくか。

今、かえるプロジェクトで県の機構改革が進められている。知事は、初当選のときから県組織約5,000人の改革を進めてこられたんじゃないですか。まだやっているじゃないですか、かえるプロジェクト。

教育の改革というのは、そんな簡単なものではありませんよ。じっくりと腰を据えてやっていかなければならない問題だと思います。教育改革というのは、10年後にようやくその成果が見えてくる。10年前に知事と教育委員会が決断をしたから、今、子供が目を輝かせて学んでいる。そういった姿が長野県で実現している。あのときによくやってくれたと後世に評価されるような取組をお願いいたしたいと思えます。

以上で代表質問といたします。

○副議長（埋橋茂人君）お諮りいたします。本日はこの程度で延会にいたしたいと思えますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（埋橋茂人君）御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

次会は、明21日午前10時に再開して、各党派代表質問及び知事提出議案に対する質疑を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって延会いたします。

午後 3 時17分延会